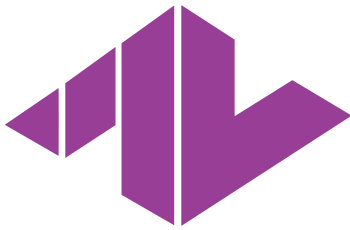


# 都留

# 市議会だより



第138号 平成18年2月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp>

E-mail : [gikai@city.tsuru.lg.jp](mailto:gikai@city.tsuru.lg.jp)



(第4回 市民俳句かるた大会)

## 目次

28	27	25	19	16	12	9	7	7	6	2	2	
議会日誌	人事案件	3 常任委員会 合同研修	意見書	小林 義孝議員	梶原 清議員	谷垣 喜一議員	杉山 肇議員	小俣 義之議員	一般質問	11月臨時会 会議案議決結果 12月定例会 会議案議決結果	市長所信	2 (ページ) 11月臨時会 会期日程等 12月定例会 会期日程等

# 平成十七年

## 十一月臨時会

十一月臨時会会期日程

11月24日 本会議 (開 会)

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎上程議案の市長説明

◎議案審議 (閉 会)

十一月臨時会は、十一月二十四日招集され、市長の提出議案として、条例改正案一件、平成十七年度補正予算案二件が提出され、それぞれ原案通り可決され、同日閉会しました。

# 平成十七年

## 十二月定例会

十二月定例会会期日程

12月9日 本会議 (開 会)

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明

並びに所信表明

◎議案審議

◎議案の委員会付託

12月15日 本会議

◎一般質問

12月19日 総務常任委員会

社会常任委員会

12月20日 経済建設常任委員会

12月22日 本会議

◎委員長報告

◎議案審議

(閉 会)

### 市長の所信表明



小林 義光 市長

本日、平成十七年十二月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席まことに苦勞様でございます。

さて、市長職三期目のスタートにあたり、「時処位的自己限定」、今、自分の生きている時と処、そして自分の置かれている位置を真剣に考えれば、自分がどう生きるべきか、どんな役割や責任を負っているのか、その使命が自ずと見えてくる、そんな言葉を深く心に刻みながら、市民の期待と信頼に応え、本市の持つ豊かな自然や特色ある文化や伝統、また、美しい情緒や精神の形を生かした個性豊かで、持続可能な連帯感あふれる都留市の実現に、日々、力の限り努力を重ねてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、私の所信の一端

を申し述べると共に、本定例会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げます。

二〇〇二年から回復基調にあった景気が、二〇〇四年中頃から失速し、その後「踊り場」と言われる状態が続いておりましたが、政府・日銀は、平成十七年八月に「景気は踊り場を脱した」と宣言いたしました。

また、十一月の国内総生産(GDP)速報値によりますと七月から九月期の物価変動の影響を除いた、実質GDP(季節調整値)は、個人消費や設備投資の堅調な伸びを主体に、前期比〇・四%増で年率換算でも一・七%増となりました。

高成長だった今年初めと比べますと、伸び率は縮小したものの四、四半期連続のプラス成長を確保したことは、踊り場脱却宣言の内容をある程度、裏付ける結果となっており、日本の景気はマクロ的に見れば回復基調となつてきていると考えられます。

しかし一方では、原油をはじめとする原材料価格が高止まりの状況にある中での踊り場脱却宣言は、時機尚早との慎重論も多く、このまま原

材料価格の高騰が続いた場合、企業収益を悪化させると共に、経営の効率性を示すROE(株主資本利益率)重視の経営を迫られている企業経営者が、脱却宣言の大きな判断材料の一つである設備投資を減速させる可能性等が指摘されております。

加えて、我が国が「人口減少社会」に移行しはじめたことや、雇用についても将来の職の継続や収入増加の保証が不安定な、アルバイトや契約社員などが増加したことに伴い、実質GDPの六割近くを占め、成長を牽引している個人消費主導の経済成長が、難しくなることも懸念されております。

政府におきましては、日本経済再生に向け、今後の市場メカニズムがどのような動き、どう動いていくかという先行きの見通しを確実に分析し、これから起こりうる様々な事態への政策的対策を講ずることを期待するものであります。

また、財務省が平成十七年九月二十六日、国の財政状況を民間の財務情報により近いカタチとして、はじめて公表した「国の財務書類」によりますと、平成十五年度の一般



会計と特別会計を合わせた連結ベースでは、負債が資産を二百四十五兆円上回る債務超過状態であり、一般会計ベースでは税金などの四十六兆円の財源に対する業務費用は七十七兆円で、年間の赤字額は三十一兆円に達し、国の財政状況の悪化が極めて、深刻なことを改めて示す結果となっております。

一方、三位一体改革の「三兆円の税源移譲」につきましては、先月三十日の政府・与党協議において合意され、全国知事会・全国市長会など、我々地方六団体が強く要望してまいりました事項について、大筋ではありますが、達成されることとなりました。

しかし、「四兆円程度の補助金見直し」とした多くの補助金削減は、国の負担率引き下げにとどまったことで、国の権限が存続し、我々地方自治体が自主性や独自性を発揮して、様々な事務事業を効果的かつ、効率的に実行する余地が限定的となっており、政府には今後真に地方分権の理念に沿った行財政改革の推進と、国と地方の協議の場の継続を強く求めるものであります。

このような中、地方自治体には独立不羈の精神を持つ

て、行財政改革を断行しながら、住民ニーズに的確に応えた地域の振興を図り、住民福祉を向上させ地域社会を再生することが求められており、現在、本市ではその羅針盤とも言える「長期総合計画」の策定に取り組んでいるところであります。

### 長期総合計画の策定について

本市では、「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」を、三つの目指すべき地域社会像として掲げ、これらを実現するため、平成十八年度から十年間の基本方針となる「第五次長期総合計画」を、市民と職員の手づくりにより地域に根ざした、地域の特色を生かした計画とすべく、策定作業を進めてまいりました。

これまで、市民二千人を対象とした「市民意識調査」、インターネットを利用した「市民千人まちづくり会議」、市内七地区で開催した「未来を拓く都留まちづくり会議」などを通じ、多くの市民の皆様から貴重なご意見やご提言が寄せられました。

これらに基づき、平成十七年五月十三日に公募委員を合

む市民・学生三十名からなる「都留市まちづくり会議」を設置し、「まちの活性化」「安心・安全なまちづくり」「少子高齢社会」「行政改革と協働のまちづくり」の四つをテーマに、熱心なご議論を重ねていただき、七月二十六日には十項目からなる本市の目指すべきまちづくりの方向性についてご提言をいただきました。

さらに、これを受け九月九日には、議会からもご参画をいただき、条例で定める関係行政機関の職員及び学識経験者など、三十名の委員で構成する都留市長期総合計画審議会を設置し、「基本構想及びこれに基づく基本計画の策定について」諮問いたしましたところ、同審議会より、九月二十六日に、基本構想(案)に関する中間答申をいただきました。

その内容について、十月七日に開催した「第五次都留市長期総合計画策定に向けて」をテーマとするシンポジウムや、パブリック・コメント制度を通じて、市民の皆様にご意見を伺い、審議会に公表すると共に、審議会において三回に渡る活発なご審議をいただき、去る十一月十五日に開催された第三回審議会に

ついて審議内容が取りまとめられ、同日、最終答申をいただいたところでありました。

この答申に基づき、私を本部長とする都留市長期総合計画策定本部における協議と決定を経て、地方自治法第二条第四項の規定により、第五次都留市長期総合計画の基本構想を定める件につきまして、今議会に上程しご審議をお願いするものであります。

この基本構想(案)の内容につきましては、本市の将来像を、三つの目指すべき地域社会像を統合したまち、「スマートシティ(賢い都市)都留」と定め、環境の保全や健全な行財政を堅持した、「スマートグロース(賢い成長)」を通じて、その実現を図るというものであります。

また、この将来像を具現化するため、一、「教育首都つるを旨としたまちづくり」、二、「個性あふれる地域産業を育むまちづくり」、三、「人と自然が共生する環境のまちづくり」、四、「あらゆる主体が参画し、協働するまちづくり」、五、「健康ではつらつと暮らせるまちづくり」、六、「人権を尊重し、互いに支え合う福祉のまちづくり」、七、「安心・安心に暮らせるまちづく

り」、八、「行財政改革の推進」の八つのまちづくりの方向性を定めております。

さらに、基本構想を実現するため、十年間を計画期間とする基本計画を策定し、それぞれ五年間を前期、後期と位置づけ、その具現化を図ることとしております。

この基本構想をご議決いただきました後には、「学び、発見、実践、みんなで創るスマートシティ都留」をテーマにした、基本計画の策定に着手して、本年度中に取りまとめを完了し、その実現に市民と協働で一意専心取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 指定管理者制度の導入に関する取り組みについて

平成十五年九月、地方自治法の一部改正により、民間の活力やノウハウを活用し、利用者サービスの向上及び経費の節減などを実現するため、本制度が導入されました。

これにより、従来、公の施設の管理運営については、公共性の観点から、公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人に限られていたものが、株式会社やNPO法人など、

民間事業者等を含め議会の議決によって、地方公共団体が指定するものに任せることが可能になりました。

本市では、平成十六年四月に、指定管理者に公の施設の管理を行なわせる手続きについて、必要な事項を定めるため、「都留市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」を施行し、さらに、平成十七年六月には、「都留市指定管理者制度導入にかかわる指針」を策定し、本市で所有しているすべての公の施設について、施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、また、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較も含め、全庁的に調査・検討を重ねてまいりました。

これらに基づき、八月五日には、外部の委員で構成する「都留市行政改革推進委員会」を設置し、ご審議をいただき百二十九の公の施設の内、すでに移行済み四施設を除く百二十五施設について、平成十八年九月までに、指定管理者制度へ移行する施設が十八、引き続き検討を重ねる案件が残り、指定管理者制

度へ移行する施設を八十五とすることを決定いたしました。

これらの内、九月議会において、平成十八年九月までに指定管理者制度に移行する施設など、十一施設につきまして、条例制定並びに、条例改正を行い、その内、条例により、指定管理者の指定について、公募によるものと規定されている、「都留戸沢の森和みの里」、「都留市鹿留緑地広場」、「都留市デイサービスセンター」の三施設につきまして、十月広報により指定管理者の募集を行ったところ、各施設でそれぞれ一事業者の応募がありました。

この選考につきましては、十一月十一日に開催された第二回都留市行政改革推進委員会において、選考の方法や内容などについて、ご審議をいただき、庁内に設置いたしておられます「都留市公の施設に係る指定管理者選考委員会」において審査が行われ、それぞれが「都留市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第三条第一項の各号の選定基準を満たしているとの結論に至りました。

これを受けまして、「都留戸沢の森和みの里」並びに「都留市鹿留緑地広場」につ

きましては、都留市小形山二三八一番地、株式会社都留市観光振興公社、また、「都留市デイサービスセンター」につきましては、都留市下谷二五一六番地一、社会福祉法人都留市社会福祉協議会を、それぞれ指定管理者として指定することとし、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、今議会での議決をお願いするものであります。



### アスベスト（石綿） 対策について

アスベストは、天然の鉱物繊維で、熱に強く、丈夫で変化しにくいという特性をもっているため、屋根材、壁材、天井材などのボード類や耐火被覆の吹き付け材などの建築

材料をはじめ、様々な分野で使用されてまいりましたが、平成十六年十月に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が公布され、アスベスト使用の原則禁止措置がとられました。

アスベストは、そこにあること自体、直ちに問題にはなりません。露出して、その繊維が空气中に浮遊し、それを吸い込むことで、十五年から四十年の潜伏期間を経て、石綿肺、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こす恐れがあることが明らかにされたことで、現在大きな社会問題となっております。

このような状況の中、本市では、平成十七年九月二十二日に、企画推進局内に職員で構成する「アスベスト問題対策検討班」を設置し、アスベスト問題の調査・研究を行い、市民へ情報提供すると共に、必要対策を講じ、市民の健康と安全を確保することといたしました。

そのため十一月には、本市が所有する公共施設に対する調査や、アスベストが使用されていた場合の除去の手順やその方法について定めると共に、市民がアスベストに対する不安を解消し、安心して暮

らすことができるよう相談窓口を設置することなどを内容とする「都留市アスベスト問題対応指針」を策定いたしました。

現在、同指針に基づき、市広報やホームページにおいて、アスベスト問題に関する情報を市民の皆様へ提供すると共に、関係各課に相談窓口を開設しているところであります。

また、本市が所有する公共施設の調査等につきましては、アスベストが使用された可能性がります平成八年以前に建設された七十七施設を対象に、まず、設計図書により、アスベストが建築材料として使用されているか否かの確認作業を行うと共に、現場での目視による調査を実施し、吹き付けアスベストの使用の疑いがある施設につきましては、検体のサンプリングと確認検査を分析機関に依頼するなどの措置を講じてまいりました。

これまでの調査では、都留文科大学のポイラー室と蒼竜峡団地の四棟において、吹き付けアスベストの使用が確認されました。何れも国土交通省の定める規制基準内ではありませんが、



より高いレベルでの安全性を確保するため、都留文科大がボイラー室につきましては現在閉鎖をしております、平成十八年度当初予算に係る費用を計上し、夏季休業期間中に除去作業を行うと共に、蒼竜峡団地につきましては、今年度中に改修作業を実施するため、今議会にその費用の補正予算案を提出いたしております。

### 地域再生法に基づく 地域再生計画の認定 について

平成十七年四月一日に施行された地域再生法は、地域経済の活性化と、地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、国が新しく創設した認定制度で、複数省庁にまたがる予算について、内閣府を窓口に一括申請でき、認定を受けると省庁を超えての支援が受けられるのが特徴となっております。

本市では、この法律に基づき、平成十七年十月三日、国土交通省所管の公共下水道及び、環境省所管の合併浄化槽の整備を推進するにあたり、「都留市若あゆむ清流」再生計画を策定し、申請を行ったところ、去る十一月二十二日に認定をいただきました。

で、同月二十九日に「汚水処理施設整備交付金」の申請を行ったところであり、今後は、本制度を活用し、

より一層の汚水処理施設の普及を図り、生活排水クリーン処理率（汚水処理人口普及率）を向上させることで、自然浄化機能を復活させ、本市の貴重な地域資源である自然や生態系を、保全・創造し、校歌にも歌われる桂川の清流を再生してまいりたいと考えております。

### 都留文科大について

まず、平成十八年三月三十一日に、任期を迎えます学長選挙についてであります。去る十一月二十三日の教授会において、再任が決定され、引き続き、金子博学長が、平成十八年度から二年間学長を務めることとなりました。

現下の大学経営は、受験人口の減少などにより、生き残りかけた競争が激化しており、金子学長にはその雅量と識見をもって、本学のさらなる発展充実に、リーダーシップを発揮していただくことを心より期待するものであります。

次に、本年度の受験動向についてであります。

十一月二十七日及び十二月四日実施いたしました一般推薦・芸術体育系・自然環境科学系推薦入試におきましては八百一十一人が受験し、前年に比較いたしました、二百二十七人の大幅な増加となりました。

この要因といたしましては、今回の推薦入試から百十人の定員増となったこと、また、新たに東北地方に盛岡会場を設置し、全国十四試験会場とするなど、受験生の利便性を図ったこと、さらに全国三百校を超える高校訪問を実施するなど、きめ細やかな戦略が効果を挙げたものと判断しております。

しかし、今後予定されております一般入試においては、



国立大学が前期試験を中心にして学生確保を図る等、様々な制度改革を行っており、依然予断を許さない厳しい状況でありますので、来年度以降も、全国の高校訪問や大学相談会への参加など、積極的に受験生確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

### 児童生徒の安全確保 について

全国的に児童生徒が、卑劣な犯罪や悲惨な事故に巻き込まれる事件が多発し憂慮される状況の中、十一月二十二日の広島県での小学校一年生殺害事件に続き、十二月二日に

は栃木県で下校途中の小学校一年生が殺害されるという、大変痛ましい事件が発生してしまいました。

本市におきましても不審者の出没情報が寄せられる等、事態は予断を許さない状況にあり、学校での安全確保のため「危機管理マニュアル」を作成し、安全教育を徹底させると共に、さすまたや催涙スプレーの常備、また、警察署の協力を得ての防犯訓練の実施など不審者への対策を、強化しているところであります。

また、児童生徒の安全確保

につきましては、防犯ブザーの携帯、集団登下校の実施、子ども一〇番の家の増設、学校関係者によるパトロールの実施など、学校・家庭・地域が連携を図りながら、子ども達の安全確保に努めているところであります。

さらに、平成十七年は新たに、地域全体で学校安全に取り組むため、各小学校区に学校安全ボランティア（スクールガード）を養成するための事業を開始すると共に、各小学校区の巡回指導と安全評価を行う地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）を配置したところであります。

また、主に小学校低学年児童の下校時間に合わせ、地域の高齢者が通学路を巡回・同行し、児童の安全確保を図ることを事業内容の一つとする「子どもと高齢者こころの交流推進事業」を推進しているところであります。

今後、登下校時の通学路の安全確認や集団での登下校の徹底など、学校、家庭、地域が一丸となって、児童生徒の安全確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 11月臨時会議案議決結果

## 市長提出

議第73号	都留市職員給与条例中改正の件	11月24日	可	決
議第74号	平成17年度山梨県都留市一般会計補正予算(第4号)	11月24日	可	決
議第75号	平成17年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算(第1号)	11月24日	可	決

# 12月定例会議案議決結果

## 市長提出

議第76号	都留市手数料条例中改正の件	12月22日	可	決
議第77号	都留市病院事業諸収入条例中改正の件	12月22日	可	決
議第78号	山梨県東部広域連合規約中変更の件	12月22日	可	決
議第79号	第5次都留市長期総合計画の基本構想を定める件	12月22日	可	決
議第80号	指定管理者の指定の件(都留戸沢の森和みの里)	12月22日	可	決
議第81号	指定管理者の指定の件(都留市鹿留緑地広場)	12月22日	可	決
議第82号	指定管理者の指定の件(都留市デイサービスセンター)	12月22日	可	決
議第83号	契約締結の件(都留市火葬場建築主体工事)	12月9日	可	決
議第84号	平成17年度山梨県都留市一般会計補正予算(第5号)	12月22日	可	決
議第85号	平成17年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	12月22日	可	決
議第86号	平成17年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算(第1号)	12月22日	可	決
議第87号	平成17年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	12月22日	可	決
議第88号	平成17年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	12月22日	可	決
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	12月22日	同	意

## 議員提出

議員提出意見書案第3号	「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書	12月22日	可	決
議員提出意見書案第4号	議会制度改革の早期実現に関する意見書	12月22日	可	決

# 一般質問

十二月十五日の本会議において、  
五名の議員が一般質問を行いました。

- ▽小俣 義之議員
- ▽杉山 肇議員
- ▽谷垣 喜一議員
- ▽梶原 清議員
- ▽小林 義孝議員

小俣 義之議員 ▼高齢者及び障害者に対する  
給食サービス事業について

▼広域合併構想について

## 広域合併構想について

**問** 大変厳しい社会経済情勢  
下におきまして、地方分

権社会の確立に向けた「三位  
一体改革」の核となる「行財  
政改革」は、地方自治体間の  
合言葉として、定着されつつ  
ある中で、地方の自己責任、  
自己決定が求められ、その責  
任と役割は益々増大してきて  
おります。

本市では、二十一世紀の都  
留市の将来像を見通す中で、  
「第五次都留市長期総合計  
画」を策定されるなどして、  
行財政改革には、強力に取り  
組まれておりますが、こうし  
た要請に的確に答えるには、  
行政の効率化、行政基盤の強  
化を図る事が不可欠であると  
考えます。

そのような観点からいたし

まして、市町村合併は、危機  
的な財政状況等を抱える小規  
模自治体にとっては、避けて  
通れない最良の選択肢ではな  
いかと思います。

これまで、県下においても  
明治の大合併、昭和の大合  
併、そして、平成の合併とい  
う経過をたどり、その時代時  
代の潮流に適応した新たな自  
治体が形成されてきた訳であ  
ります。

本市においても合併は、本  
市の将来や市民生活に大きな  
影響をもたらすものでありま  
すし、また、地方分権にふさ  
わしい地域社会の形成、構築  
を図る為、これまで、「都留  
市、西桂町、道志村、旧秋山  
村」との一市一町二ヶ村の合  
併協議や「都留市、西桂町、  
道志村」との合併協議等、積  
極的に推進してまいりました  
が、近隣町村の同意が得られ

ず合併をすることが出来ず、  
単独行政を歩んでいるところ  
であります。

ところで、この度、山梨県  
では、将来的に望まれる広域  
的な県内の市の姿を七つの市  
に統合する広域合併構想案を  
打ち出しております。

その広域的な市は何れも仮  
称であります。峡北市、  
峡東市、峡南市、南アルプス  
市、甲府市周辺を中核市、そ  
して、「富士五湖市」、都留市  
は、「大月市、上野原市、道  
志村、小菅村、丹波山村」と  
合併して、「東部広域市」を  
誕生させようとするものであ  
ります。

本市では、既に、広域事務  
組合、広域連合等において、  
広域で諸事業を行っており  
ますが、山梨県がこの度、示  
した合併構想について、市長  
は、この点どのようなお考え  
をお持ちかご意見をお聞かせ  
いただきたいと思っております。



今、我が国は、国、地方

を問わず危機的な財政状  
況にあり、この危機的な財政  
の立て直しを図るには、民間  
主導による経済政策に転換す  
るとともに、地方分権改革や  
国と地方の行財政改革を一体  
的に進める三位一体改革を推

進することが、必要不可欠で  
あり、地方自治体は、住民に  
最も身近な総合的な行政主体  
として、これまで以上に自立  
性の高い基礎自治体となるこ  
とが求められております。

本市ではこれまで、地方分  
権の推進により多様化・高度  
化・専門化する行政需要への  
対応、人々の実際の行動範囲  
やライフスタイルに合わせた  
広域的な地域振興の必要性、  
また、危機的な財政状況等を  
考察し、さらに二十一世紀の  
日本の行政形態や本市の未来  
像を展望する中、山梨県東部  
広域連合や大月都留広域事務  
組合などを通して、行政の広  
域化にも取り組んでまいりま  
した。

また、広域化の取組みの本  
丸とも言える市町村合併問題  
についても、避けて通れない  
ものであると受け止め、周辺  
市町村との合併に関するあら  
ゆる研究、協議を行う中、最  
良の選択ができるよう真摯に  
取り組んでまいりました。

しかしながら、議員ご指摘  
のとおり、これまでに、本市  
と西桂町、道志村、旧秋山村  
の四市町村による法定協議、  
また、本市と道志村の二市村  
による任意協議が行われまし  
たが、いずれも不調に終わ

り、「市町村の合併の特例に  
関する法律」による特例措置  
が講じられる期限内での合併  
は実現せず、結果的に、本市  
は、当面、単独存続の道を歩  
むこととなりました。

そのため、現在、策定を進  
めております第五次長期総合  
計画においては、向こう十年  
間の単独存続を前提とし、三  
つの目指すべき地域社会像  
である「個性輝く創造社会」  
「持続可能な定常社会」「互  
恵・共生社会」を統合化した  
まち、「スマートシティ都留」  
を将来像とし、弛まぬ行政改  
革と住民協働型による賢い成  
長（スマートグロース）を通  
じたまちづくりを目指してい  
くこととしております。

一方、国においては、新合  
併特例法の下、本年五月に「基  
本的な指針」を定め、新しい  
視点を加えつつ、引き続き自  
主的な市町村の合併を全国的  
に推進していくこととしてお  
ります。

これを受け、都道府県は、  
自主的な市町村の合併の推進  
に関する構想を作成し、これ  
に基づき、合併協議会設置勸  
告、合併協議会に係るあつせ  
ん及び調停、合併協議推進勸  
告等の措置を講ずることとさ  
れておりますので、山梨県に



おいては、現在、市町村合併推進審議会を設置し、審議を重ねており、年度内に同審議会からの答申を踏まえ、当該構想を作成し公表することとしております。

先の新聞報道で明らかにされた審議中の素案によりますと、おおむね十年後を示す「将来的に望まれる広域的な県内市の姿」については、広域市町村圏を基に七つの市を想定しており、本市は、県東部三市三村による（仮称）東部広域市の構成都市となっております。

また、その過程となる、新合併特例法の下での五年間での合併案として、現在の広域行政のつながりや通勤通学、買い物などの一体性を考慮し、八地域の組み合わせを示し、県東部は本市と道志村、大月市と小菅村・丹波山村の二地域の合併を想定したものととなっております。

なお、西桂町につきましては、富士吉田市・忍野村・山中湖村との合併とともに、広域市町村圏を越えて本市・道志村と合併するケースも想定されております。

を聞き、平成十八年一月にも構想対象市町村の「望ましい組み合わせ」を固め、答申を行う予定とされており、県ではこれを踏まえて、本年度中には構想を作成し、公表することとされておりますので、本市といたしましては、これが公表されるのを待って、議会を始め、市民の皆様とも十分ご協議する中、今後の方向について検討してまいりたいと考えております。

いづれにいたしましても、今後は、大変厳しい財政状況の中、地方分権はますます進み、市町村には地域の総合的な行政主体として多くの権限が付与されてくると考えられますので、合併するしないにかかわらず、当面は、その権限の付与に対応できる柔軟性に富んだスマートで効率的な組織を整え、徹底したコスト削減に努めるとともに、職員一人一人の法務能力、政策形成能力、財務経営能力、渉外交渉能力を高め、財政的にも政策的にも自立し、市民ニーズに的確にかつ迅速にこたえられる行政主体を目標し、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

### 高齢者及び障害者に対する給食サービス 事業について

**問** 本市における高齢者及び障害者に対する、給食サービス事業につきましては、平成六年度より、将来到来するであろう高齢化社会の対応策の一環としてスタートし、早、十一年が経過いたしました。

この事業は、市内のボランティアの方々の協力により、高齢者世帯や身体に障害をもつ世帯の方々に対して、毎日一度昼食を届けていただいておりますが、併せて配食を通して、とかく孤独になりがちな高齢者や障害者とふれあいを持つなどして、日々高齢者や障害者に快適な生活を送っていただこうとするものであると聞いております。

現在、約百三十名の方々がこのボランティア事業に登録されており、給食サービス事業実績をみますと、昨年度の配食実施日数は三百六十二日、配食を受けたお年寄りは延べ七十名、配食数は延べ一万六千七百五十食でありました。

しかし、約千六百九十五名の高齢者世帯と、身体障害者百百名、知的障害者百三十一名、精神障害者百名の合計千三百三十一名もの障害者がいる現状下において、わずか七十名の配食では、高齢者世帯や障害者数から比較いたしました、対象者が少ないように感じますが、いかがでしょうか。

また、配食される食事は、対象者全員同一メニューで配食しているのでしょうか。それとも、対象者の状況を把握し、対象者に最良のメニューで食事を届けているのでしょうか。

さらに、対象者に配食されるまで、食材の仕入れから、食事を作り、配食ボランティアが対象者に配食するまでに、多くの時間と人の手が必要になると思います。その間の衛生管理の対応はどのように心がけているのでしょうか。

最後に、配食はボランティアにお願しているとのことですが、配食中、事故等に遭遇した場合のような救済措置を考えているのでしょうか。

**答** 本市の給食サービスにつきましては、在宅において調理することが困難な高齢者などが、健康で自立した生活を送ることができるよう、定期的に居室を訪問して栄養

バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行うことなどを目的として、平成六年度に東桂地区及び谷村地区をモデルに、月一回のサービスを開始いたしました。

その後、平成七年度に全地区において週一回、平成八年度に週四回、さらに平成十二年度からは都留市飲食店組合のご協力により年末年始の三日間を除く毎日のサービスとなり、現在、民生委員、婦人会、食生活改善推進員、老人クラブの方々など約百三十名の配食ボランティアの皆様のご協力により、実施しているところであります。

ご質問の配食サービスの対象者についてであります。高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯、また重度の障害を持つ方々を対象にその心身の状況や置かれている環境などを、自立基準アセスメント票として作成し、サービスを利断された方に対し、サービスの提供を行っております。

このような判定基準に適合している方は、一人暮らしの高齢者三十九人、高齢者世帯に属する高齢者十六人、重度



障害者九人の合計六十四人であります。

次に、配食のメニューについてであります。

給食メニューにつきましては、対象者の健康状態などを記した自立基準アセスメント票を参考に、魚禁食、肉禁食、糖尿病食、高血圧食、透析食、アレルギー食、おかゆ・

きざみ食などのメニューを用意し、各々に望ましい給食の提供を行っているところであります。

また、衛生管理の対応につきましては、平日においては都留市デイサービスセンターにおいて調理された給食を、アルコール消毒した保冷パックに保存し、配食ボランティアにより直接本人に手渡ししております。

次に、配食中の事故等に遭

遇した場合の救済措置につきましては、配食ボランティアの皆様全員をボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償するボランティア活動保険に加入し、万が一の事態に備えているところであります。

今後さらに高齢化の進む中、給食サービスは、在宅高齢者などの健康で自立した生活の支援と安否の確認、さらに、家に閉じこもりがちな高齢者の地域への接点として、

有意義な事業でありますので、配食ボランティアの方々と障害者支援センター及び在宅介護支援センター、地区民生委員などを通じて本サービスの周知を図り、利用者の拡大に務めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

杉山

肇議員

- ▼子どもの安全対策について
- ▼子ども条例について
- ▼環境問題・環境課創設について

## 子どもの安全対策について

**問** 広島での事件の衝撃がまださめやらぬ中、今度は、栃木県今市市でも、同じく小学校の児童が被害に

あう、あまりに痛ましい、衝撃的な事件が連続して発生しました。

市長説明にもありますように、あまりにショッキングな出来事であり、何の罪もない子どもたちが、次々にその

夢を絶たれてしまうという現実には、小学生の子どもをもつ父親として、あらためて、慨嘆と公憤の思いを強く感じております。

いまやとても対岸の火事という状況ではなく、今も多くのお父さん、お母さんが、不安の中にいます。

大阪、池田小の事件以来、学校の安全、子どもたちの安全というものが、全国的に叫ばれ、社会的にその意識が高まりつつある中で、次々に起こる事件に対して、もはや、どこでも起こりえるものという認識のもと、具体的にまた、積極的に行動を起こすべきときに来ているものとして強く感じております。

去る十二月六日に、文部科学省、警察庁がそれぞれ、子どもたちの登下校時における安全確保についての文書を出されましたが、都留市としての対応、特に今回の事態を受けての、今後の子どもたちの安全に対する具体的なお考えをお聞きいたします。

子どもの安全を考えたとき、その方向性として、閉ざすのではなく、むしろ開放へ進むべきであり、そういう意味で最大の役割を担うのは、地域だということに考えます。

常に子どもたちの周りに、地域の目があることが安全対策として有効であり、子どもたちの健全育成の面からも進むべき方向だと思えます。

今回、地域の人たちが集う、都留文科大学附属小への多目的ホールの設置は、小学校を地域の拠点とする観点から見てもすばらしいことであり、今後、他の地域でも小学校を地域の拠点としての位置づけとして考えるべきだと思えます。

また、地域の人たちとの連携をよりいっそう深めるために、不審者情報の共有、子どもの目線に立った安全マップの作成などを進め、さらには、「地域での子育て」という一体感を持つために、学校と地域の交流をさらに活発にすることがこれから大切なことではないかと思えますが、それぞれについてお考えをお聞きいたします。

**答** 全国的に、児童生徒が卑劣な犯罪や悲惨な事故に巻き込まれる事件が多発しその状況が憂慮される中、十一月二十二日に広島県で小学校一年生の児童が、また、十二月二日には栃木県で

小学校一年生の児童が下校途中に殺害されるという、大変痛ましい事件が発生いたしました。

このような中、本市では、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を策定し、登下校時の安全を含めた安全教育を徹底させるとともに、防犯ブザーの携帯、子ども一〇番の家の増設、学校、警察、地域でのパトロールの実施など、学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもたちの安全確保に努めているところであります。

さらに、本年は新たに、地域全体で学校安全に取り組むため、各小学校区に学校安全ボランティア（スクールガード）を養成する事業を開始するとともに、各小学校区の巡回指導と安全評価を行う地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）を、十月に配置して取り組みをスタートしたところであります。

また、本年度から小学校低学年児童の下校時に合わせ、地域の高齢者が通学路を巡回・同行し、児童の安全確保を図る「子どもと高齢者の交流推進事業」を、東桂小学校区で実施しております。

ご質問の今後の具体的な安全対策につきましては、これまで以上に地域との連携を図り、現在東桂地区のみで実施しております「こどもと高齢者の交流推進事業」を市内全小学校区へ事業拡大を図るとともに、スクールガードやスクールガードとの連携を密にする中、通学路の安全点検とマップ作り、児童生徒の登下校を地域全体で見守る安全管理の徹底、安全教育の推進、不審者等に関する情報の迅速な発信や共有及び警察との一層の連携強化など、子どもたちの安全確保に努めてまいります。

ことといたしました。今後とも各学校において、施設の利用状況を斟酌しながら地域に開かれた、地域とともに歩む学校づくりを推進してまいりたいと考えております。



## 子ども条例について

いま、私たちは、かつてどの国も経験したことがない超少子高齢化社会を迎えようとしています。この劇的な変化の中で、政府は、介護保険制度などに見られる高齢化対策、また、少子化対策として、数々の次世代育成政策を打ち出しております。

次に、小学校の地域の拠点としての活用であります。これまで学校は、余裕教室や学校図書館、また音楽室などを地域に開放し、地域との連携を図ってきたところでありませんが、この度、都留文科

もう数年もすれば必ずやってくる高齢化社会に対応して、社会全体として対応す

ることは当然であり、私たちの現役の世代がしっかりとその社会を築いていくことが大切なことだと思えます。しかしながら、その受け止める社会というものを考えたとき、このままでいいのだろうかと疑問を感じます。健全な社会とは、次の世代を担う子どもたちの存在と、その健全育成が不可欠であると思うからであります。未来につながる明るい社会を構成するために、当然、欠かすことのできない存在である子どもたちを、健やかに育むことは私たち大人に課せられたもつとも大きい責務だと考えます。

都留市の次世代に対する行動指針としての「都留市次世代育成支援行動計画」には、一定の評価をするものですが、さらに、具体的に「子ども条例」として制定し、学校、家庭、地域、行政、事業者などに対し、責務としての施策を明記し、実現性を高めることが必要ではないかと考えます。

また、平成十六年六月には、次代の社会を担う子供たちが等しく心身ともに健やかに育つ環境を整備し、子どもを生み育てるものが真に誇りと喜びを感じることができ、家庭や子育てに夢を持てる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることを目的とする、「少子化社会対策大綱」が閣議決定されたところであります。



などの健康の確保・増進、要  
保護児童へのきめ細かな取  
り組みの推進、心身の健やか  
な成長に資する教育環境の  
整備、職業生活と家庭生活の  
両立支援、生活環境の整備や  
子ども等の安全の確保など  
七つのコンセプトからなる  
「都留市次世代育成支援行動  
計画」を策定し、それに基づ  
き子育て支援を全庁的な取  
り組みとして推進している  
ところであります。

ご質問の「子ども条例」の  
制定についてであります。わ  
が国が、平成六年に「子ども  
の権利条約」を批准して  
十年が経過いたしました。こ  
の間、子どもの人権を保障し  
ていくための様々な取り組み  
が進められてきましたが、  
近年、児童虐待やいじめの増  
加、子どもに対する過度な押  
し付けや過干渉などが顕在  
化しており、家庭や地域、学  
校などにおいて子どもの人  
権が十分に保障されている  
とは言いがたい状況にあり  
ます。

こうしたことから、子ども  
の様々な権利、家庭、学校、  
地域などにおける子どもの  
権利保障のあり方、犯罪や虐  
待から子どもを守るための  
基本的な考え方などを定め

た「子どもに関する条例」を  
制定するいくつかの自治体  
が見受けられるようになり  
ました。

本市が策定いたしました  
次世代育成支援行動計画に  
おきましても、一部に類似し  
た内容が盛り込まれていて  
ところでありますので、今  
後、このような条例の必要  
性や妥当性について十分調  
査・研究してまいりたいと考  
えております。

### 環境問題・ 環境課創設について

問 二十世紀、日本は、経  
済発展を遂げました。その時  
代を考えれば、当然のこと  
であり、二十一世紀に生きよ  
うとする私たちも、たぶんそ  
の恩恵を受けてきたことも  
間違いなところでありませ  
う。

しかしながら、そのひずみ  
として、あの悲惨な水俣病、  
イタイイタイ病などを生み  
出し、現在に至っても、今  
の市長説明で多くのスパー  
スをとってその対策につい  
て説明しておりますように、  
アスベスト問題が社会問題  
となっております。

二十一世紀になり、その社  
会的構造が、大きくまた、劇

的に変化する中、環境問題も  
また、多様化、複雑化し、い  
まや、大気汚染、水質汚濁な  
どのいわゆる典型七公害と  
いわれる国内問題だけにと  
どまらず、ダイオキシンなど  
に見られる環境ホルモン、エ  
ネルギーを含めた地球温暖  
化問題、また、オゾンホール  
問題など、その影響は間違  
なく地球規模で広がって  
おり、全人類の生存基盤にか  
わる問題となっております。

人類を含む地球上の生物  
は、大気、水域などの無機  
な部分と複雑に関連しながら  
常に物質やエネルギーの  
やり取りを行い、生態系（エ  
コシステム）という系の中  
で生存しております。

私たちの周りの環境も当  
然この系の一部であり、その  
系の物質循環過程に入り込  
みにくい物質が流入してく  
れば生態系全体に混乱を生  
じさせることとなります。も  
とも自然界には、大きな自  
浄作用があり、多少のこと  
は影響しないといわれてお  
ります。逆に言えば、その影  
響が出たときにはもう手遅  
れであるといえると思いま  
す。

いうまでもなく、私たちの  
営む経済活動と環境問題は

お互いに深くかかわって  
おり、私たちの経済活動が  
続き、環境問題もまた永遠  
に続くのかも知れません。

今、地球は間違いなく自  
浄作用の限界を迎えつつあり、  
現在に生きる私たちが、背  
負った責任は非常に重いと  
感じております。

都留市として、出来ること  
は地球規模で見れば何万分  
の一かも知れません。しか  
し、いまこそ私たちがやるべ  
きことを具体的に明示し、積  
極的に行動を起こすこと、ま  
たそれを広く社会に対して  
広げていくことが私たちに  
課せられた最大の責務だ  
と思っております。

環境先進自治体として、  
他をリードするまた、イン  
デュースする自治体として  
積極的、優先的に進めるべ  
きだと思いますが、環境基本  
条例制定にあたり都留市と  
しての考えをお聞きいたし  
ます。

そういう意味で、これから  
の環境行政、環境対策を考  
えれば、環境担当の組織を

に厚くする必要があるので  
はないかと感じています。

下水道、教育、産業などを  
取り込んだ総合的な環境課  
を創るべきだと思えますが、  
お考えをお聞きたいします。

これまでの大量生産、  
大量消費、大量廃棄型の  
社会経済システムは、私  
たちに物質的豊かさや生活  
の利便性をもたらす一方で、  
廃棄物問題や生態系への影  
響、地球温暖化やオゾン層破  
壊など、私たち人類のみ  
ならず、地球上の全ての生  
物の持続を困難にする危  
機的な状況をもたらして  
おります。

こうした環境問題は、私  
たちの日常生活や事業活  
動に起因するものが多く、  
それゆえ、私たちはこれま  
での価値観や豊かさに対す  
る考え方を、生活様式や  
経済活動のあり方そのもの  
を見直し、いくことが求め  
られております。

私たちは今、環境の持つ  
価値をより深く認識し、  
環境の保全、回復及び創  
造に向けた取り組みを進め、  
かけがえのない財産である  
緑あふれる森林、清らかな  
水などの豊かな自然や良  
好な環境を将来の世代に  
引き継いでいかな

ければなりません。

このことから、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を継続的に営むことのできる良好な環境の確保を目的とする、環境基本条例を制定することといたしました。

環境基本条例策定に当たっては、前文で条例制定に至る

時代的・社会的背景の認識と環境の保全、回復及び創造に努力する決意を明らかにしたうえで、未然防止の原則の下、市民が健康で安全かつ、快適に暮らすために必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継いでいくこと。また、人と自然が共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、全ての者が協働すること。さらに地域環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において、自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取り組みを推進することを基本理念とし、本市の特色として、環境教育の必要性を強く打ち出し、市、市民、事業者はもちろん、大学を含む教育

機関にもその責務として、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう求めると共に、市民みずから環境について学習し、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に、積極的に参加し協力していただくことを柱とした、条例を制定してまいりたいと考えております。

なお、環境基本条例の策定に当たりましては、公募委員を含む市民代表者十人からなる都留市環境基本条例策定懇話会を設置し、既に三回の懇話会を開催し、多くの貴重なご意見をいただいております。今後は、パブリックコメントを実施するなど、積極的な情報の開示と提供に努め、広く市民の皆様のご意見・ご提言いただく中、条例案を策定し、平成十八年の三月定例会には提案できるような作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、環境課の創設についてであります。本市の組織機構につきましては、平成十年七月に、それまでの総括参事制から、部長制へと移行するとともに、係長制を廃止し担当制とするなど、社会経済情勢の変化に

応じた行政課題や、市民の多様なニーズに的確に答えることのできる柔軟で、効率的な組織の構築と職務の明確化を旨とした機構改革を実施したところであります。

議員ご指摘の、下水道、教育、産業などを取り込んだ総合的な環境課を創設すべきとの件に関しましては、平成十年当時の機構改革の際に、地域振興課の中に環境保全部を新設し、ごみ処理施設、最終処分場、火葬場などの施設整備や、ダイオキシン、地球温暖化、ごみの不法投棄などの環境問題を含めた、様々な行政課題に対応して来たところであります。

現在、審議しております環境基本条例の制定に続き、平成十八年度には、環境基本計画を策定する予定となっております。それに盛り込まれる新たな環境施策を推進して行くには、組織につきましても、強化・充実を図ってまいらなければならぬと考えております。

また、本年度、平成十七年四月一日から平成二十二年四月一日までを計画期間とする、第二次都留市定員適正化計画を策定いたしました。この中で、職員定数の

適正化の取組みを進める中、三十人の職員削減の目標を掲げており、これを受けまして、職員定数削減に準じた抜本的な組織全体の見直しに、平成十八年度から本格的に着手してまいりますので、ご指摘の環境課の創設につきましては、組織機構全体の改編の中で、総合的な見地から検討してまいりたいと考えております。

▼行財政改革の推進について  
▼AED(自動体外式除細動器)の設置について  
▼登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保について



### 谷垣 喜一 議員

### 行財政改革の推進について

**問** 今議会に提出されました第五次長期総合計画は、小林市長になりました初めての長期総合計画であり、行政・市民とで手作りで仕上げた内容になっております。市長説明にありましたとおり、ますます財政的に厳しくなる行政の舵取りを真剣に行うべきかとする決意に感銘いたしました。

二点目は、事業仕分けについておうかがいたします。国債残高は今年度末、約五百三十八兆円に達する見込みであり、国民一人あたり五百万円もの債務を負う計算となります。今後、歳入や

これらの、長期総合計画の実施にあたり四点左右の改善を期待いたします。

一点目に総務省は、情報技



税制改革は避けて通れない現状があると思われませんが、その前に税金のムダ遣いを一掃して大胆な歳出削減が求められております。

三年半の実績を持つ、民間のシンクタンクが展開する

事業仕分けは、県は岩手県など八県、市は新潟市など四市で「プロジェクト」を展開しており、例えば新潟県では、二〇〇三年度予算一兆二千二百五億円について、四千二百五十六項目の事業を仕分けた結果、民間に任すべきとされた事業八％と、

不用な事業とされた四％が行政の手から離れることが分かり、予算の約一割に相当する約千億円の削減が実現いたしました。

本市におきまして、民間の専門家による視点を導入した事業仕分けについて、現在の事業数と今後の取り組みについてお聞かせください。三

点目は、PFI事業について

お聞かがいいたします。PFIとは、(Private Finance Initiative)の略であり、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・

更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法で、安くて優れた品質の提供を実現することを目的とし、全国で学校給食センター、文化施設、福祉施設等に導入されております。

山梨県におきましても本年、県立中央病院の駐車場整備運営事業にPFI方式が導入され事業契約の締結が十月十三日に行われました。

山梨県が直接事業を実施する場合と、PFI事業で実施する場合の財政負担額を現在価値に換算し比較した結果、財政負担の縮減率は約三六％になると発表されました。

本市において、学校給食センターの建替えも検討されていると思われませんが公共施設の建設にあたり、厳しい財政の中、公共投資額の抑制につながるPFIの導入について、今後の取り組みをお聞かせ下さい。

四点目は、携帯電話による市のホームページ閲覧についてお聞かがいいたします。

市のホームページも二十九万ヒットを超え多くの方が利用していると思われ、しかし、パソコンより携

帯電話の普及が進んでおり気軽に情報入手できる環境にあります。携帯電話によるホームページ閲覧、いわゆるモバイル版の活用です。

多くの市民が気になる災害情報、不審者情報、イベント情報を提供していただけないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。



今議会に、平成十八年度から十年間にわたる本市のまちづくりの基本方針となる第五次長期総合計画を策定するため、同計画の基本構想を定める件につきまして、ご審議をお願いしておりますが、この基本構想(案)の内容につきまして、

所信でも述べましたとおり、本市の将来像を、三つの目指すべき地域社会像を統合したまち、「スマートシティ(賢い都市)都留」と定め、環境の保全や健全な行財政を堅持した、「スマートグロース(賢い成長)」を通じて、その実現を図るというものであります。

さらに、この将来像を具現化するため、八つのまちづくりの方向を定めておりますが、これらの内の一つとし

て、「行財政改革の推進」を位置づけ、簡素で効率的、効果的な行財政経営を推進するため、事務事業の見直しを行い、職員定数の削減、民間委託の拡大など、市民の目線で行財政改革を進めることとしております。

また、平成十六年十二月二十四日に閣議決定された「今後の行財政改革の方針」に基づき、総務省において、

「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)が策定され、地方公共団体においても、平成十七年度を起点とし、概ね二十一年度までの、一、事務事業の再編・整理、廃止・統合、二、民間委託等の推進、三、定員管理・給与の適正化、四、経費節減等の財政効果などの具体的な取組みを数値目標化し、住民にわかりやすく明示した集中改革プランを策定し、平成十七年度中に公表することが義務づけられております。

これを受けまして、本市では、私を本部長とする都留市行政改革推進本部が中心となり、「都留市行財政改革集中改革プラン」の策定に向けて、平成十四年十二月に策定

した第三次都留市行財政改革大綱、並びに、同十五年二月の実施計画に基づき、全庁的な協議を進める中、八月五日には、外部の委員で構成する「都留市行政改革推進委員会」を設置し、「都留市行財政改革集中改革プランについて」を諮問し、現在、熱心とご審議をいただいているところであります。

今後、一月中には、同委員会より「都留市行財政改革集中改革プラン(案)」の答申をいただき、これに基づき、パブリック・コメント制度による市民への公表を経て、三月末までには同プランの策定を完了させてまいりたいと考えております。

議員おたずねの、機構改革についてであります。十二月九日、首相の諮問機関「第二十八次地方制度調査会」より、小泉首相に、現在の副知事、助役、出納長、収入役を廃止し、首長が政策執行の権限を委任できる副知事・副市町村長制度の創設が盛り込まれた「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会

のあり方に関する答申」が出され、政府では、これらの内容を盛り込んだ地方自治法改正案を、平成十八年の通常

国会に提出し、平成十九年年中に施行を目指すこととしております。

いと考えております。次に、事業仕分けについてであります。

現在、本市では、行財政改革の一環として、市長等特別職の給与の減額を実施いたしております、また、助役につきましては、平成十四年四月一日より空席となっておりませんが、今後、本市といたしましても改正が予定されている地方自治法に合わせ、副市長の設置や、収入役の廃止に伴う会計事務をつかさどる補助機関の設置など、首長を支える「トップマネジメント体制の見直し」を行ってまいりたいと考えております。

地方分権の理念である「自己決定・自己責任」のもと、限られた財源と人的資源を有効に活用し、市民満足度の高い行財政経営に取り組みでいくためには、地域社会のニーズを的確に把握し、事業の評価と選択を行い、真に必要とされる事務事業について効率的に実施するための行財政システムの確立が不可欠となります。

今後、厳しい財政状況の中、地方分権は益々進み、市町村には地域の総合的な行政主体として、多くの権限が付与されてくると考えられますので、その権限の付与に対応できる柔軟性に富んだコンパクトで効率的な組織を整え、徹底したコスト削減に務めると共に、職員一人ひとりの法務能力、政策形成能力、財務経営能力、渉外交渉能力を高め、財政的にも、政策的にも自立し、住民ニーズに的確に、かつ迅速にこたえられる行政を目指し、全力をあげて取り組んでまいりたい

とと考えております。本市では、事務事業の評価と選択を行うため、平成十五年度から行政評価制度を導入し、本年度は独自に自己点検・評価制度を導入している都留文科大学を除く、全事業を対象に、まず、庁内で、行政評価を実施した後、外部委員で組織する都留市行政改革推進委員会において、評価内容の審査をお願いし、概ね、適切であるとの判断をいただいたところであります。

この評価結果につきましては、対象事業数三百二十三事業の内、休止または廃止するもの十二事業(三・七%)、他の事業と統合をするもの三事業(〇・九%)、コ

ストの縮減、運用方法の効率化など、見直しを実施するもの六十二事業(一九・二%)、重点化するもの二十事業(六・二%)、現状維持二百二十六事業(七〇%)となっておりまして、

これらの内、休止または廃止するもの、他の事業と統合をするもの、コストの縮減、運用方法の効率化など、見直しを実施するものとされた事務事業につきましては、来年度の予算編成、及び、今後の事業執行に反映することとしており、休止、または、廃止する事業の削減効果の見込み額は、平成十六年度比で、約一億九百万円でありま

す。現在は、庁内の検討を踏まえ、外部委員で組織する都留市行政改革推進委員会での審査をお願いいたしておりますが、仕分け段階から外部の視点を導入することは、一層の透明性や公平性を高めるため、有効な手段だと考えておりますので、今後民間のシンクタンク等の活用につ

きましても、検討してまいりたいと考えております。次に、PFI事業についてであります。平成十一年七月に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が制定され、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や、維持管理・運営を行う公共事業の一つの手法として導入されました。



## AED （自動体外式除細動器） の設置について

### 問

心臓突然死の多くは血管が詰まるなどとして、心臓の心室が細かく震え、体に血液が送り出せなくなる心室細動が原因とされています。AEDは、心室細動を起こした人に電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻す装置であります。

半年間にわたって開かれ二千二百万人が入場した愛知万博では、このAEDが威力を発揮いたしました。六月には心肺停止状態に陥った男性を、現場に居合わせた来場者が会場内のAEDを使用して救命し、話題となりました。報道によれば期間中は五人が心停止で倒れ、うち四人が電気ショックなどで一命を取りとめたといえます。会場内には約百台のAEDが設置され、約三千人の万博スタッフも講習を受け「まさかの時」に備えておりました。

AEDは、一般に電源ボタンと電氣的刺激を与えるボタンの二つしかない簡単なつくりで、電極パッドを患者の胸に張ることで自動的

に心電図を解読して電氣的刺激を与えるボタンを押すかどうか、音声で順を追って説明してくれます。そして心室細動の特徴を検知した時だけ作動する仕組みになっております。

心室細動は早い段階で電気ショックを与えれば回復するが、それが一分遅れるごとに救命率は七〇％ずつ下がります。

十分を過ぎると救命は難しくなるといふ調査結果がでております。「発生から三分以内にAEDが使われた場合、七四％が救命に成功する」との報告もあります。それだけに迅速な対応が何よりも大切になります。

救急隊も除細動器を備えてはいますが、現在一九番通報から救急車の到着まで平均六・三分かかるといわれておりますが、中山間地の本市ではそれ以上かかる地域が多くあります。このことを考えれば、AEDの設置場所そのものが生死を分けることにもなります。

厚生労働省は、平成十六年七月一日付で各都道府県知事宛に「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」を通知した。

しました。これをうけ消防庁は応急手当の講習にAED講習を取り入れました。

一般の人に使用可能といつても、その使い方やその存在自体を知らない救助率の向上にはつながりません。AEDは初心者でも使えるようにできておりますが、やはり救命講習を受けておくことが必要ですし、心肺蘇生法と組み合わせることで効果がより確実なものといわれております。

本市において、庁舎、いきいきプラザ都留、文化会館、文化ホール、学校等多くの人が集まる施設に対するAEDの設置について今後の取り組みをお聞かせ下さい。

### 答

AEDは、心筋梗塞や不整脈などの心疾患により、突然、正常に血液を送ることができなくなり痙攣している状態、いわゆる心室細動時に電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻すもので、人工呼吸や心臓マッサージ等の心肺蘇生方

本市におきましては、本年度から消防署が所有する二台の消防自動車の内一台にAEDを搭載いたしました。

この消防自動車は、ほぼ毎日のように市内を検査や調査などで走行しておりますので、AEDを必要とするような事故等が発生した際には、救急隊が到着するまでの間の応急処置用として活用が可能となっております。

また、平成十七年八月に開催された、都留市ジャパングニオアングラススキー大会などのイベントにおいて救急隊を配備した際には、AEDを持参して事故等の発生に備えたところであり

このような中、本年八月の末に財団法人救急振興財団より、訓練用として、AEDトレーナーの寄贈がありましたので、救急救命士を講師として消防職員全員がAED講習を受講するとともに、市民を対象に実施いたしております「普通救命講習」におきましても、九月からはAEDの講習を新たに取り入れ実施しているところであります。

なお、平成十七年一月から十一月末までの普通救命講

習の受講者は、自主防災会や企業の方々、またスポーツ少年団の指導者や消防団員、市職員など二百名で、その内四十名の方々がAED講習を受講しているところであり

今後、他の一台の消防自動車にもAEDを搭載するとともに、各種イベント会場への貸し出し用のAEDの導入も図ってまいりたいと考えております。

市内公共施設への配備につきましましては、受講者の推移や設置場所、使用頻度などについて、十分調査・研究をしながら検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願い申し上げます。



AEDを用いた訓練

## 登校時における 幼児・児童・生徒の 安全確保について

**問** 広島市や栃木県下で下校途中の女子児童が犠牲となるたいへん痛ましい事件が相次いで発生いたしました。

これらの事件を重く見た文部科学省は、十二月六日に登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保について通達をいたしました。

内容を見ますと、一・教職員や保護者が実際に歩いている通学路の見直し、二・登下校時に子どもを極力一人にしないための安全方策の策定、三・子どもに危険回避能力を身に付けさせるため子どもによる通学安全マップ作成、四・不審者情報の共有、五・警察との連携などとなっております。

本市の各学校において、緊急のPTA役員会議等が開催され協議されたようですが、学校により対応が違っているようです。

保護者より、「すぐに集団下校をする小学校、父兄が通学路にたつ小学校、とりあえず教員で通学安全マップをつくらうとしている小学校

と様々です。」と聞いております。特に、低学年の児童をもつ保護者のかたは、毎日心配でたまりません。

子どもの視点にたつた通学安全マップの作成、携帯電話やFAXを利用した不審者情報の受発信を行い情報の共有ができる体制づくり、行政・保護者・学校・地域の連絡協議会の設置をしていただけていますでしょうか。

また本市として、登下校時における幼児児童生徒の安全確保につきまして、どのように学校に対し周知徹底をされたのか、今後の取り組みはどうするのかお聞かせ下さい。

**答** この度、広島県や栃木県での小学校一年生の児童が、下校途中に殺害されるという、決してあってはならない事件が発生いたしました。

この事件を踏まえ、十二月六日付けで文部科学省から、通学路の安全点検の徹底と要注意箇所所周知徹底、登下校時の幼児・児童・生徒の安全管理の徹底、幼児・児童・生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進、不審者等に関する

情報の共有及び警察との連携を柱とした、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」の通知が県を通じて、各小中学校に周知されたところであります。

本市では、こうしたことを踏まえ、早速、市小中学校校長会を開催し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策をお願いし、具体的には、安全教育の推進、集団登下校の実施、通学路マップの作成等を指導するとともに、警察との連携を深める中でパトロールの強化、さらに、防災無線を使って、子どもたちの安全確保についての市民への協力依頼など、学校・家庭・地域とが連携した取り組みを行っているところであります。

今後は、防犯ブザーの携帯、子ども一〇番の家の協力等、従来からの安全確保対策に加え、地域全体で学校安全に取組むため、各小中学校区に学校安全ボランティア（スクールガード）の養成事業や、現在東桂地区で実施している小学校低学年の下校時に合わせ、地域の高齢者が通学路を巡回・同行し、児童の安全確保を図る「子どもと高齢者の交流推進事業」を、

全小学校区に拡大し更なる連携を深める中で、学校・家庭・地域が一丸となって、地域ぐるみで学校の安全を強力に推進して、いかなければならないと考えております。

それらの地域の実情に応じた、子どもの安全確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

いづれにいたしましても、子どもたちの安全確保について、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 梶原 清議員 障害者福祉について

- ▼障害者福祉について
- ▼企業誘致について
- ▼教育問題について

### 問

平成十五年四月より支援費制度がはじまり、厚生労働省は、「近年我が国においても、ノーマライゼーションの理念が普及・定着してきました。障害者の福祉に關して、これまでの生活支援という面だけでなく、自立と社会参加を促進するため、この理念の実現に向けて積極的に取り組むことが求められています。」このような文章を出され、障害があっても必要なだけ支援を受けながら、地域の中で文化的な生活を送ることが許される福祉制度が始まるのだと、心踊る思いをした人がたくさんいたのではないかと思います。

今までは、必要な支援が受けられずに耐えに耐え忍んできた障害のある人とその家族が、支援を受けることができする仕組みが用意され、よろこんで利用してきました。

その結果、支援費制度での居宅生活支援サービスは、厚生労働省の予想を遙かに超える利用量となり、予算が伴わず厚生労働省はその見込みますが、都留市においてはその利用量はどのような状況だったのでしょうか。

厚生労働省は現在障害者自立支援法という新たな仕組みの中で、今あるさまざまな矛盾や問題点を收拾しようとしています。

厚生労働省が自立支援法



の中で、移動支援サービスの見直しによると支援費制度で移動介護という形で認められた個別給付の支援サービスは、平成十八年十月から、知的障害児・者においては行動支援という新類型の対象になる人だけに認められるようになり、それ以外の人は、地域生活支援事業の移動支援事業という市町村が実施する事業で移動支援サービスを受けることになるようだが、移動支援事業は、市町村がそれぞれ独自に、対象者やサービス報酬単価をきめることになり、本市においては国が用意した仕組み以上に素晴らしいものを提供してくれることを期待するものであり、形だけのサービスを用意して実際には使えない人がたくさん出ることのないような取り組みをお願ひするものであります。

知的障害児・者の支援が「重点化」の名のもとに、障害の重い人は国が支援し、そうでない人は地方自治体に責任をもたせるといふ流れになっていくことになり、とりわけ、移動・余暇支援は、すっかり地方自治体の実施の裁量が委ねられることになり、

なり、障害者自立支援法は来年度から施行されますが、今後の障害福祉の仕組みや財政措置をどのように考えておられるのかお聞きいたします。



わが国の障害者福祉サービスは、社会福祉

基礎構造改革の一環として改正が行われ、利用者の立場にたった制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定して、サービス内容を決定する「措置制度」から、障害者自身が自由に必要なサービスを選択し、契約によりサービスを利用することのできる「支援費制度」へと、平成十五年四月移行されたところであり、

しかし、制度導入後、ホームヘルプサービスやグループホームなど居宅サービスの利用が一貫して伸び続け、それに伴い支援費の財政が極めて逼迫し、現状のままでは制度の維持が困難な状態になるとして、平成十七年十月三十一日「障害者自立支援法」が制定されました。

その内容につきましては、これまで、身体障害、知的障害、精神障害といった障

害種別や年齢などによって、福祉サービスや公費負担、医療の利用の仕組みや内容などが異なっていたものを一元化し、サービス利用者の増加に対応できるように、制度をより安定的かつ効果的にするというものであります。

ご質問の本市における支援費制度導入に伴う居宅サービス利用の状況についてであります。措置制度を適用していた平成十四年度には十七件で、九百二十七千円でありましたが、支援費制度が開始されました平成十五年度には、四十六件で一千五百五十万四千円、十六年度には、五十八件で一千三百三十万五千円となっており、居宅サービスの利用量は年々増加しております。

次に移動支援事業についてであります。今回制定されました障害者自立支援法におきましては、デイサービスや短期入所、共同生活援助や自立支援医療費などサービス類型の多くが、来年四月

からの実施を予定しておりますが、施設入所者に対する施設支援や居宅介護の一部である移動支援事業につき

ましては、十月以降それぞれ新制度へ移行することとされております。

この移動支援事業につきましては、新制度において一部の障害児・者にあつては「行動援護」サービスとして改められ、その対象者は、重度の知的障害児・者、又は、統合失調症などを有する重度の精神障害者で、危険回避のできない、自傷行為や異食、徘徊などの行動障害に対して、援護を必要とする方に限られることとなります。

また、「行動援護」サービス対象外の方の移動支援につきましては、市町村が行う「地域生活支援事業」として位置づけられたところであり、

このことから、本市といたしましては、現在の移動介護者の利用実態などについて十分な調査を行い、それらを踏まえ、障害者のニーズに的確に対応した「地域生活支援事業」のあり方や取り組みについて、早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の障害福祉の取り組みや財政措置についてであります。障害を持つ方々がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活

又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの提供に係る財源の確保に努力するとともに、協力のまちづくりを中心に連帯感と思いやりの心あふれる地域社会を再生し、共に支えあう地域福祉システム確立と、障害者のニーズに適切に対応した福祉サービスの充実に、今後とも努力してまいりたいと考えております。

### 企業誘致について

市長は所信表明の中で、踊り場脱却宣言は時期尚早と言いつつも、日本の景気はマクロ的に見れば回復基調にあるのでは述べられております。

いつの時期であつたか市長は、本市に企業が誘致できる旨の発言があつたかと思ひますが、その後どのようなふうになつておられるでしょうか、たとえ小さな工場であつても地元の人達が就職出来るのであれば、こんなに素晴らしいことはありません。

企業誘致は市の発展と活性化につながるものであり、このことについてどのような取り組みがされているのかお聞きいたします。



本市の企業誘致につきましては、昭和三十年十二月に都留市工場誘致条例を制定し、企業誘致を積極的に進めたことにより、機械金属工業を中心とした誘致企業二十二社が市内に立地し、これまでの織物産業から金属、一般機械、電気機械などが中心産業として発展し、市勢の進展に大きく寄与してきたところであります。

しかし、バブル崩壊後の長引く景気の低迷の影響による生産力の低下や、経済のグローバル化による生産拠点の海外への移転、デフレ経済状態の継続など大変厳しい状況の中、関係団体等を通じて企業誘致に努力してまいりましたが、残念ながら大きな成果が得られるまでには至っておりません。

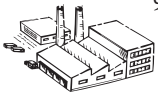
こうした中、我が国の経済は、ようやく長期にわたる景気の低迷から持ち直しの動きが見られ、企業の設備投資も上向き、生産拠点の新たな国内展開も見られるようになってまいりました。

企業誘致の実現は、地元企業の活用や地元雇用の拡大、また地域商業の発展や税収の増大などの波及効果が見込まれることから、最も効果

的な地域活性化策の一つであります。

そのため、中央自動車道都留インターチェンジのフルインター化により、東海・近畿方面へのアクセスが開けるこの機会をとらえ、本市の豊富な水資源などの地域資源を活かした企業誘致を実現するため、県の制度とも連動させる中で「都留市企業の奨励に関する条例」の見直しを行い、積極的な企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

また、21人企業育成プロジェクトによる中小地場企業の育成や地域産業の振興を図るとともに、本市の特色ある文化・伝統・自然などの地域資源を活用した「参加・学習・体験都市つる」構想を中核とした交流産業の創出、さらに情報、環境、福祉、教育、食品加工、商店街の活性化、伝統工芸など地域に密着した、地域の問題解決型の産業であるコミュニティビジネスの支援・育成を行う等、総合的かつ体系的な産業支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。



## 教育問題について



十一月初旬の山日新聞で、県立高校の授業料減免生徒が5%超の千百三十九人に達していると報じており、十一月二十日の読売新聞では、授業料の滞納が急増しており学校はその対応に苦慮していると報じています。滞納の理由は、経済的理由が多いが、理由が

明確でない家庭も少なくないとのこと。そこで、市の小中学校で実施している「学校給食費」の徴収は、口座振り込み制になっていくようですが、順調に収納されておりますかどうかお聞きいたします。また、PTA会費なども徴収に苦慮されているように聞いておりますが、いかがでしょうか。担当職員がその対応に苦慮されているように聞いております。

多くは経済的理由であるうと思えますが、保護者の我がままによるものもあるように思います。また、給食費の徴収が不能になった場合の処置はどのようなになっているのでしょうか。

次に、山梨大学開設の「教師のための教育相談」が倍增

しているという報道です。教科指導や多様化する子どもたちに応じた接し方のほか、保護者との関係、同僚教師との付き合い方など幅広い相談であるようです。ある学校のスクールカウンセラーが生徒の相談より教師からの相談の件数の方が多いと言っていました。相談内容は山梨大とほぼ同様ようです。

都留市内における先生方の「悩む教師」の実態を把握されておりませうか。

十月二十六日に、中央教育審議会は、「新しい時代の義務教育を創造する」答申を行っております。「新しい教育の姿」として、「学校の教育力（「学校力」）を強化し、教師の力量（「教師力」）を強化し、それを通じて、子どもたち「人間力」の豊かな育成を図ることが国家的改革の目標である。」としており、これからの国家戦略として信頼のできる教師への期待は大きいものがあります。

本市における「教育力」を高めるための施策をお聞きいたします。現在の「教育研修センター」の機構再検討などを含めてお考えをお聞かせください。

十月十八日の山日新聞に、

文部科学省の調査では公立小学校児童の暴力行為が二〇〇四年度、千八百九十件と過去最多で、教師への暴力も前年度に比べ三割増とのこと、北海道教育大学の今泉教授が小学校の現状についてレポートされております。

児童に「わかる授業」「楽しい授業」を担保することが、大事なことだと訴えております。

都留市の現状と、これからの施策についてどのような展望を持っておられるかがいします。



まず、一点目の学校給食費の徴収についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、国民の生活の改善に寄与することを目的としており、これを達成するため、これまで、安全でおいしく、また、安価な給食の提供に努めてまいりました。ご質問の学校給食費は小学生が一食二百四十円、中学生が一食二百七十五円で、十六年度は、約三千二百五十人の児童生徒に提供し、一億六千九百九十七万九千九百九十八円



を徴収し、その徴収率は、九九・六四％となっており、なお、PTA会費などもほぼ同様の徴収率であります。

学校給食費の徴収につきまして、各小中学校と学校給食会が連携し、その徴収に鋭意努力しておりますが、一〇〇％の徴収には困難も多く、いまだに達成されておられません。

今後とも公平公正性の確保の観点から保護者への督促を繰り返してまいりたいと考えております。

次に、二点目の悩む教師の実態についてであります。

中央教育審議会は、十月二十六日さまざまな課題が指摘されているわが国の義務教育を、より良いものにするため、「新しい時代の義務教育を創造する」答申を取りまとめました。

その中で、新しい義務教育の姿として、学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動など義務教育をめぐる状況には深刻なものがあり、公立学校に対する不満も少なくないと分析し、その解決のため、子どもたちがよく学びよく遊び、心身ともに

健やかに育つことを願いとす義務教育の確立を求めています。

そのために、質の高い教師が教える学校、生き生きと活気あふれる学校を実現するため、学校の教育力、すなわち「学校力」及び「教師力」を強化し、それを通じて子どもたちの「人間力」を豊に育てることが目標とされています。

現在、市内小中学校においては、新学習指導要領のもと、確かな学力と豊かな心、健康な体の育成、信頼される学校づくりに、教職員一丸となつてその資質能力を発揮し、創意工夫に満ちた特色ある取り組みを推進しているところでもあります。

こうした中、学習指導面や生徒指導上での悩み相談は数件ありますが、市教育研修センターや学校と緊密な連携をとりながら、新人研修や十年研修等を実施するとともに、市教育長と全教員との面談等を行い、問題把握とその解決に努めているところでもあります。

次に、三点目の教育力を高める施策等についてであります。本市では、新学習指導要領

を踏まえ、毎年度、学校教育の基本方針を定め、各小中学校では、創意と工夫に満ちた特色ある教育活動を積極的に行っているところであり

本年度の基本方針は、由緒ある歴史と文化の伝統を有する都留市が、学園都市として、人間愛、郷土愛、自然愛を基調とした、文化の薫り高い、明るく活力ある未来を創造していくことを本市教育の使命とし、現代の変化の激しい社会に主体的に対応するため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を育成することが大切であるとしております。

学校教育においては、地域・家庭と連携を密にして、確かな学力を備えた、健康で豊かな心を持った児童・生徒を育成するため、一、生きる力を育む教育課程の編成と実施二、確かな学力を身につける学習指導の充実三、生徒指導と道徳教育の充実四、健全な心身の育成と安全教育の充実を四つの重点項目とし、その取り組みを積極的に推進しているところであり

特に、都留文科大学との連

携を深める中で、本市独自の取り組みである学生アシスタントティーチャー事業を推進し、きめ細かな指導を行い、着々とその成果をあげているところでもあります。

また、市教育研修センターは、都留教育の充実と振興を図るため、三名の教育相談員及びサポートチーム指導員一名を配置し、教職員の研修、子どもの学習、不登校、問題行動等の教育相談、情報・環境教育及び社会科副読本の各委員会での研究、また、芸術活動の企画等を行っているところでもあります。

今後一層、各小中学校及び、大学との連携を強化し、本センターの機能が充分发挥できるよう、その内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、公立小学校児童の暴力行為は、全国的に増加の傾向

向がありますが、市内小学校においては、幸いにも未然に防止されているところであり

小学校の問題行動などへの対応として、本年度新たに、文部科学省からの調査研究委託事業として、「生徒指導推進協力員」を小学校一校に配置し、小学校における問題行動などの早期発見・早期対応や未然防止に努めているところでもあります。

いづれにいたしましても、確かな学力と豊かな心を持つた児童生徒の育成に努め、子どもたちが、わかる授業・楽しい授業を一層推進するため、関係機関との連携はもとより、学校・家庭・地域が一体となつて本市学校教育の振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 小林 義孝議員

- ▼介護保険について
- ▼看護師確保について
- ▼耐震補強修繕に補助を
- ▼長期総合計画について
- ▼新エネルギービジョンについて

## 介護保険について

**問** 介護保険の利用状況を見ると、在宅の利用限度額にたいする平均利用率

は依然として四〇％程度です。認定されない人が五人に一人、全国では八十八万人といわれています。これは施設

サービスの利用者を上回る数です。重い利用料が低所得者に過酷な負担となっており、いくら払えるかでサービスの内容を決めていくのが現状です。また、特養への入所待機者は全国で三十四万人といわれています。

こうしたなかで、十月から実施された介護保険の食事費・居住費の有料化は特養ホーム入所者と老健施設入所者に大きな衝撃を与えました。負担が四割、五割増えたとか、これでは施設に入っていられないという悲鳴に近い声が上がっています。また、相談された施設関係者も

途方にくれているという状況です。さらに、来年四月からは制度の変更があります。介護保険制度が介護の社会化と安らかな老後を保障するのでなく、高齢者とその家族を苦しめる制度とならな

いたために、保険者としての市の考えについて質問します。第一は施設の利用率（居住費、食費）負担の引き上げについて、市としての現状掌握状況です。

第二は低所得者の軽減制度の利用状況です。不十分な軽減制度ですが、申請制度であるため、利用者が知らな

ければそれさえも利用されない可能性があまりありません。活用するために市として周知を図る必要があるのではないのでしょうか。

第三は市としての独自の負担軽減策です。すでにいくつかの自治体で利用料の軽減で施設から出なければならぬ人を救済する措置をとっています。都留市として検討する必要があるのではないのでしょうか。

第四に、来年四月からの地域支援事業と地域包括支援センター、地位密着型サービスの準備状況についていかがいいます。それぞれに役割分担があるようですが、運営の仕方次第では積極的な介護体制が構築できるかと思

います。第五に来年度以降の保険料の設定についてです。全国的には二割程度の引き上げになるといいますが、都留市の場合はどうでしょうか。保険料を高く設定すると、それだけで高齢者の生活を圧迫

します。保険者である市の判断で、思い切った一般会計からの補助も検討する必要があります。この質問の最後は訪問介護労働者、ヘルパーの労働条

件についてです。ヘルパーは訪問介護事業になくてはならない担い手ですが、その待遇は劣悪で、制度上も十分な収入が保障されていませんでした。これにたいして厚生労働省の昨年八月、「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」という通達を出し、改善を指示しました。市内のヘルパーの待遇について、改善がされているかどうか、市としての現状認識を問うものです。



介護保険制度は、制度発足後五年が経過し、

制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、「制度の維持可能性」を高めていくため、「予防重視型システムへの転換」や地域密着型サービスの確立など、新たなサービス体系の確立などを骨格とする介護保険法の改正が平成十七年六月になされたところであり、

最初に施設の利用率負担の引き上げについてであります。

今回の介護保険法の改正は、新予防給付の創設、サービス体系の見直し、サービスの質の確保、制度運営面での

改善など多岐にわたるもので、そのほとんどが、十八年四月一日施行とされており、四月一日施行とされているが、介護保険施設における居住費・食費を保険給付の対象から外す施設給付の見直しは、十七年十月一日から実施されております。施設給付の見直しは、施設と在宅の給付の不均衡を是正するために行われたもので、利用者の「食費」及び居住費としての「光熱水費分」を、また、個室の場合はさらに「室料」を本人に負担していただくものであります。

ただし、低所得者にとつて過重な負担にならないよう、負担上限を設け、一定額を負担すれば残額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険の中で補足給付されることとなっております。

次に、低所得者の軽減制度の利用状況であります。

補足給付を受けることは申請制度であるため、本市においても、九月号の広報でこの負担限度額認定の申請を行うようお知らせするとともに、市職員が施設に向いて指導を行い、現在在宅を含めて百四十九名の方が認定を受け利用されております。今後も施設などを通じ本

制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、市としての独自の負担軽減等についてであります。

在宅サービスにつきましては、都留市介護保険サービス利用者負担額助成事業において利用料の軽減を行っておりますが、現時点においては施設サービス受給者に対する市独自の財政支援制度は設けておりません。

そのため、低所得者に対する利用料の軽減助成につきましましては、法に定められた「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」で行っているところでもあります。

なお、食費及び居住費の本人負担化につきましては、施設と在宅の給付の不均衡を是正することを目的に行われたものであります。が、「居住費」につきましましては、特別養護老人ホームの場合は、実態的に「終の住処」であり、長期にわたり施設で生活するため、ある程度は理解が得られているところですが、老人保健施設などは、在宅復帰施設のため比較的入所期間が短く、アパートに住んでい



しなくてはならないということも考えられ、このような問題につきましても、県を同じ国へ改善要望を上げてまいりたいと考えております。次に、平成十八年四月からの地域支援事業と地域包括支援センター、地域密着型サービスの準備状況についてであります。

今回の改正介護保険法の大きな特徴として、予防重視型システムへの転換が挙げられており、中でも総合的な介護予防システム確立のため、現行の老人保健事業、介護予防、地域支えあい事業、在宅介護支援センター運営事業を一本化し、市町村が効果的な介護予防サービスを提供する地域支援事業が創設されることとなっております。

また、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等による、一・介護予防事業のマネジメント、二・介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、三・被保険者に対する虐待防止、早期発見の権利擁護事業、四・支援困難ケースを担当するケアマネジャーへの支援の四事業を地域において一体的に実施する役割

を担う中核拠点として地域包括支援センターを設置することが制度化されました。本市といたしましては、民間事業者の育成に努めるとともに当面市直営で運営し、平成十八年度にいきいきプラザ内に一箇所設置していきたいと考えております。

また、地域密着型サービスは高齢者が介護を必要となっても、住み慣れた身近な地域で安心して生活していただくために、効果的な事業になると考えられることから、第三次都留市老人保健福祉計画、第三期都留市介護保険事業計画に必要量を定め、制度施行以降できる限り速やかに、地域の実情にに応じて必要なサービス基盤を整備できるように介護保険運営協議会において審議していただくこととなっております。

なお、平成十七年七月に既存の事業者を対象といたしまして、地域密着型サービスへの事業展開意向などのアンケート調査を行ったところ、小規模多機能型居宅介護は事業展開の意向を持っていく事業所があることがわかりました。

このことにつきましては、現在国において事業の指定

基準などを策定中であり、国から具体的な基準などが示され次第、既存及び新規開設事業者を対象に個別に説明を行い、基盤整備を進めてまいりたいと考えております。次に、来年度以降の保険料の設定についてであります。

介護保険料につきましては、三年間の第一号被保険者数や保険給付費などにより算定することとなることから、現在第三期介護保険事業計画において、保険給付の対象となる認定者数や市民のサービス利用意向を踏まえたサービス種類ごとの利用見込量の推計作業を行っているところであります。

介護保険制度が開始された五年以上が経過し、広く住民の方にも本制度の趣旨が浸透し、サービス利用量は右肩上がり伸びており、国の試算による介護保険料の月額全国平均見込みは、第三期計画で四千三百円となり、七年後の第五期計画では六千円に達するとされております。

このため被保険者の負担増が懸念されることから、サービス体系を予防重視型のシステムへと転換し、将来要介護状態となる方を減ら

していく制度改正がなされたところであります。

今後、都留市介護保険運営協議会において保険料等の算定を行い、適切な保険料設定を踏まえた介護保険条例改正案を平成十八年三月定例会に提出する予定となっておりますが、都留市における保険料につきましては、国の試算による全国平均見込みを下まわる見込みとなっております。

次に、介護労働者、ヘルパーの労働条件についてであります。

訪問介護の事業所の一部に、労働基準法等関係法令に関する理解が必ずしも十分でないところがあることから、厚生労働省労働基準局長が平成十六年八月に都道府県労働局長に対し、「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」の通知を行い、その中で、監督指導時とはもとより、関係行政機関と連携・協議のうえ、関係事業者団体への周知、集団指導の実施等により、訪問介護労働者の法定労働条件の確保に努めるよう指示したところであります。

また、サービス提供事業に従事する職員の処遇につき

ましては、県におきましても、労働基準法等を遵守するよう各事業所への周知徹底を図っており、本市においては現在のところそのような事例は見受けられませんが、仮に法令違反が発覚した場合は、県、事業者が労働基準監督署との連携のもと、所要の措置を講ずることとされております。

本市といたしましては、今後とも介護保険制度の趣旨を踏まえ、法令を遵守するよう適切に、対応してまいりたいと考えております。

### 看護師確保について



公立病院の看護師不足がどこでも深刻になっ

ていると聞きます。いうまでもありませんが、看護師は病人によりそい、病気や怪我が治ること、患者の退院する姿、通常の生活にもどることを患者と一緒に喜ぶ、そんな献身性に満ちた、献身を喜びとする職業です。しかし、看護師の不足は、こうした喜び



を奪い、患者に親切に接することよりも医師の介添えをし、決められた仕事に間違いが起らないかだけを考えるような状態に陥れていきます。また、看護師の不足は、現に働いている看護師の労働がきつくなることによつて疲労が激しくなり、子育てや家庭生活が困難になつたりし、それに耐えられなくなつて、また退職していく人が出るといふ悪循環を生み出す危険があります。

そして、看護師の労働条件がきびしいというので、若い人に敬遠されてきているとも聞きます。看護系の学校に行つても、卒業後は保険師など、ほかの職業を選ぶ人も少なくないと思えます。

市立病院の関係者も当然のこととして看護師確保に全力をあげていることと思えますが、現状はどうでしょうか。どのような努力をされているか、また、この一年、あるいは二年間ほどの採用と退職の人数を明らかにしていただきたいと思います。

もともと、看護師の養成には市町村よりも国、県が責任を負うべきだと思います。この点では県の計画は現状を好転させるものと思えず、公

立病院をもつ市町村から強く要請する必要があると思えます。

こうしたもつでも、聞けば民間の病院は公立病院に比べて労働条件がきつくない、必要な休みはかなり取れる、それは准看護師を採用しているからだと聞きました。もしそうであれば、准看を採用しない公立病院はかたくなに過ぎる気がします。厳しい労働条件がさらに看護師不足を招くという悪循環を何とか断ち切る必要があると思えますが、いかがでしょうか。



我が国の看護師数は、平成十二年末に約百十五万九千人となり、人員としては均衡が取れると見込まれておりましたが、いまだに需要と供給のバランスが満たされていない状況にあります。

その要因といたしましては、医療の高度化や度重なる医療法の改正等により、医療を取り巻く環境が大きく様変わりし、医療の安全を踏まえた、質の高い看護業務が求められていること。また、看護学生並びに離職看護師が、看護業務の現実と理想の狭間において看護師として

働くことに対する疑問を持ち、就職及び再就職に二の足を踏んでいること。さらに、介護保険サービスの開始により医療機関以外の新たな分野において看護師が必要とされ、看護師の需要が様々な分野に拡大していることなどが重なつており、現在、全国で約七割の病院において看護師の確保が困難な状況となつております。

このような中、看護師の養成につきましては、平成四年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の基本指針に基づき、資質の高い看護師等の養成のための教育制度の見直しがなされ、本県においても山梨県立看護短大が山梨県立看護大学に移行されるなどの対策が取られております。

また、各職場において看護師が誇りを持って意欲的に看護できる環境整備が求められるようになり、本院におきましては医療サービスの充実と看護労働環境の改善を図るため、各セクションからの聞き取りを行い、職場の環境整備を計画的に進めているところであり、

ご質問の看護師の確保対策と採用者及び退職者人数

についてであります。平成十六年三月末退職者四名、四月の採用者五名、平成十七年三月末退職者六名、四月の採用者五名でありました。

なお、看護師確保対策といまして、市のホームページ、広報による募集をはじめ、山梨県看護協会、ハローワーク並びに各看護学校に募集案内と施設概要などを送付し、周知していただくようお願いしているところであり、また、市奨学金貸与者全員に本院に就職していただけよう積極的に働きかけを行っているところでもあります。

また、病院の全職員により有資格者への再就職の働きかけを行い、今年度四名のパート看護師の採用を行ったところでもあります。

次に、看護師の養成についてであります。過日行われました山梨県看護職員確保対策検討委員会の報告書及び、本年度中に策定予定であります山梨県看護職員需給計画に対応した、看護師の養成と確保に自助努力を重ねるとともに、官公立病院協議会などを通じ、引き続き国並びに県に対し看護師確保対策を、積極的に推進するよう

強く要請してまいりたいと考えております。

最後に、民間病院との労働条件並びに、准看護師の採用についてであります。現在本院におきましては、労働基準法を遵守するとともに、もう一段高いレベルの労働環境の向上に努力しているところでもあります。

今後とも急性期病院としての役割を果たすべく、看護関連施設基準に基づき、患者の安全確保並びに医療水準の高度化を図り、地域の中核病院としての看護体制の整備を、より一層進めてまいりたいと考えております。



### 耐震補強修繕に補助を

問 過日、老朽化したわが家の水回りを改修した

際、市が実施している無料の耐震診断を受けさせてもらいました。幸い、老朽化のわりに耐震性はあると診断され、一安心したところですが、そのときにせっかくの無料耐震診断を受ける人が少



ないということ聞きまし  
た。その理由は、耐震診断を  
しても、不安が増すだけだ  
ということでした。たしかに、  
老朽化した家屋はたいいてい  
の場合、耐震性が低下してい  
るようで、そんなことは診断  
してもらわなくても分かっ  
ている、心配を現実のものに  
するだけなら、診断する必要  
はないという理屈です。これ  
では地震に備えることには  
なりません。

これだけ大地震について  
世論が高まっているときに、  
これでは基本になる民家の  
耐震性は一向に強まりませ  
ん。この際、耐震診断から補  
強修繕へ進めるために、市が  
一定の補助をする必要があ  
るのではないのでしょうか。  
先進国では持ち家も含め  
て住居は福祉の土台、社会資  
本という観点で住宅政策が  
進められています。日本で  
は持ち家は個人資産という  
牢固とした考え方がありま  
す。これが災害対策の決定的  
な弱点となっています。  
市が補助することによつ  
て修繕が行われれば、地震対  
策が進むだけでなく建設業  
者の仕事も増えます。検討す  
る価値があるのではないで  
しょうか。

### 答

甚大な被害を出した、  
平成五年の釧路沖地震  
や平成七年の阪神淡路大震  
災等の大震災の発生、また本  
市が、東海地震の地震防災対  
策強化地域や南関東直下プ  
レート境界地震の強化地域  
にも指定されていることな  
どが相俟って、地震災害から  
尊い生命や財産を自ら守ろ  
うという市民の危機意識は、  
年々高まる傾向にあります。

そのような中、本市では、  
地震に強い安全、安心な街づ  
くりの一環として、山梨県の  
緊急木造住宅「わが家の耐震  
診断支援事業」を活用し、国、  
県の補助を受け、新耐震設計  
法が制定された昭和五十六  
年五月三十一日以前に着工  
された、居住用の二階建て以  
下の木造住宅を対象に、耐震  
診断を実施したところ、事業  
開始年度の平成十五年度に  
は五十件、十六年度は三十五  
件、十七年度には十件の合計  
九十五件の申込があり、そ  
の結果は、「一応安全である」  
が五件、「やや危険である」  
が二十四件、「倒壊または大  
破壊の危険のあるもの」は  
六十六件という診断状況と  
なっております。

ますが、今後本事業で実施  
した、木造住宅耐震診断の総  
合評点が、〇・七未満（倒壊  
または大破壊の危険がある  
もの）と判定された住宅で、  
かつ、耐震改修総工費が  
百二十万円以上のものに対  
し、県、市が各々三十万円を  
限度として補助する「我が家  
の耐震化支援事業」を活用  
し、対応してまいりたいと考  
えております。



### 長期総合計画について

今議会でも、来年度を初  
年度とする長期総合計  
画の基本が示されました。

市の長期計画は昭和  
四十四年を初年度とする総  
合開発計画から始まり、今次  
計画は第五次となりますが、  
私は市のホームページで「都  
留市のあゆみ」を振り返り、  
むしろ長期計画を策定する  
前の十年間にこそ都留市は  
その礎を築いたのではない  
かと感じました。  
その十年間にはさまざま  
なインフラの整備、都留短期  
大学の設立と四年制への移

行、市民会館の建設など、厳  
しい財政のもとでもさまざま  
まな事業が進められました。  
最初の長期計画が策定され  
た昭和四十四年は現在の市  
役所の庁舎が完成した翌年  
ですから、長期計画は新庁舎  
と共に歩んだと言ってもよ  
いかもれません。

そして幾多の困難を乗り越  
えて、いまや都留市のシンボ  
ルとなった都留文大の存在を  
もって、今次長期計画は、「ま  
ちづくりの方向」のトツプ  
に「『教育首都つる』を目標  
にしたまちづくり」を掲げてい  
ます。まさに歴史の上に都留  
市の現在があると実感するス  
ローガンです。この機会にあ  
らためて先人の労に敬意を表  
したいと思えます。

さて、まちづくりの基本は  
言うまでもなく豊かな市民  
生活であり、その実現によつ  
て市民が自分の住むまちに  
誇りを持てることだと思ひ  
ます。そういう立場から、市  
の長期計画の基本について  
質したいと思います。

その第一は「スマートシ  
ティ都留」というスローガン  
です。解説では「米国の都  
市開発の潮流においては…」  
云々といっていますが、アメ  
リカのまちづくりについて

は、先のニューオーリンズを  
襲ったハリケーンで実態を  
垣間見ることができました。  
差別と貧困を放置したまち  
づくりなどありえませんが、ま  
ちづくりではむしろドイツ  
などに学ぶべきではないで  
しょうか。社会保障や都市計  
画において数十年先を行く  
ヨーロッパはスマートと言  
うよりもむしろ泥臭く、愚直  
に長期計画を立て追求して  
きた歴史ではないかと思ひ  
ます。それでいながら今、洗  
練されたまちづくりに成功  
しています。もちろん、市長  
の意図しているところが『目  
指すものは同じ』というの  
であれば、問題はありませ  
んが、そうであればスローガ  
ンの中身は分かりやすく市民  
に語られる必要があると思  
います。

次に、政府が掲げる「大き  
な政府から小さな政府」「官  
から民へ」さらに「民間委託  
の推進」ということばが、そ  
のまま長期計画の基本に受  
け入れられているようにみ  
られることに不安を感じま  
す。「小さな政府」は公務員  
の削減であれば、そもそも日  
本の公務員は諸外国に比べ  
てむしろ少ないし、これ以上  
の削減は社会保障や教育関

係の公務員の削減に直結し、行政サービスの後退、個人負担の増大につながります。さらに「官から民」が歯止めなく進められた先に利益最優先がもたらしたJR福知山線の脱線事故、昨今の建築確認の民間委託による耐震強度の偽装問題につながっていることを考えなくてはなりません。これらは官が責任を負うべき分野はしつかり守られる必要があることを教えてください。市政はさまざまな意味で市民の頼りになる存在であってほしいと願う立場から、当局の真意を問うものです。

**答** 本市では、これまで、昭和四十四年度を初年度とする「都留市長期総合開発計画」、昭和五十四年に「第二次都留市長期総合計画」、昭和六十年に「第三次都留市長期総合計画」、さらに、平成八年三月には、平成十七年度を目標年次とする「第四次都留市長期総合計画」「新世紀プラン都留」を策定し、時代の流れを的確に捉え、二十一世紀を展望した総合的かつ長期的な都市づくりに努めてまいりました。

現在、わが国は、少子・高

齢社会やグローバル化の進展、環境問題やIT革命、さらに、経済成長の鈍化や自立・分権型社会の到来などにより、人類史的ともいえる変革の時代を迎えており、また、国・地方とも膨大な債務を抱える中、人口減少社会に突入し、経済規模も次第に縮小していくことが懸念されております。

これからの地域経営の基本となるのは、今を分かち合う人と人、また、人と自然との共生を可能にする視点、さらに、世代を超えた持続的な繋がりを可能にする視点を常に意識しながら、個性的で魅力的な地域社会を創造することにあります。

本市では、「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」の三つの目指すべき地域社会像を掲げ、地方分権時代に対応した、簡素で効率的で効果的な行財政経営に努めると共に、市民と行政がそれぞれ責任を果たしつつ、パートナーシップによる市民協働型まちづくりの確立に努めてまいりました。

今回の第五次長期総合計画の基本構想(案)は、この目指すべき地域社会像を統

合化したまち、「スマートシティ都留」を将来像に掲げ、八つのまちづくりの方向を示す中で、向こう十年間の本市の進むべき道筋を明らかにしたものであります。

この「スマートシティ」の基になった「スマートグローブス」(賢い成長)という言葉については、米国の都市開発の考え方から引用したものであります。この考え方は現代の米国主要都市の無秩序な拡大、都市中心部のスラム化、生活環境の劣化等の都市問題の反省の上に立って考え出された理論であり、経済活力に満ち、良質な環境が保全された、健康で快適な暮らしやすい地域社会を実現しようとするもので、米国ばかりでなく全世界のまちづくりに通用する考え方とされており。

奇しくも、本市が掲げている三つの目指すべき地域社会像と相通じるものがあることから、これら三つの社会像を統合するキーワードとして「スマートシティ」と命名されたものであります。

また、国・地方とも膨大な債務を抱える中、「大きな政府から小さな政府」「官から民へ」「中央から地方へ」と

いう分権型社会の潮流は、今や国民の多数が支持するものとなっております。

今後とも、受益と負担の関係の透明性を確保しながら、セーフティネットの水準を住民合意の下で設定するとともに、官・民の責任分担の明確化や、国や県、また市町村行政の守備範囲を確定し、簡素で効率的、効果的な行財政経営を行うため、弛まぬ行財政改革を推進するとともに、「学び、発見、実践、みんなで作るスマートシティ都留」をテーマとする、市民協働型まちづくりの確立に努めてまいりたいと考えております。

### 新エネルギービジョン

#### について

**問** 市役所前の小型水力発電施設が全国紙などで取り上げられ、大きな話題になっていきます。このことはエネルギー問題を論議するきっかけになるといっていいと思います。ただ、現実問題としては実際に消費する電気の使用量などとの比較ではほとんど問題にならない規模であることもたしかです。むしろ、当初市が想定した市内中

小河川に個人で設置するマイクログ発電施設のほうが効率的になるかもしれません。それはさておき、本格的な地球温暖化対策を考えたとき、新聞も書いていますが、国の本格的な取り組みと予算の抜本的な増額、自治体などでの試みに対する補助の大幅な引き下げが必要です。そうでなければ、市は採算度外視で話題を提供したということとどまる可能性もあります。

私は、市がこの大きな話題になった機会に、新エネルギーについての研究・検討をすすめる、国のエネルギー対策の転換にかかわるような情報発信をしていくことを求めたいと思います。ところで、四月から本格稼働する発電システムは河川改修などではしばしば稼働を中断するのではないか心配されていますが、システムに影響する家中川の改修工事の今後の計画はどのようなようになっているのでしょうか。安定的な発電が可能なのか問うものです。

**答** 市制五十周年記念事業のモニユメントとして、市役所前庭に設置いたしま



した都留市家中川小水力市民発電所（元気くん一号）は、下掛け水車発電システムとして、国内初の本格的発電施設であり、平成十七年十月末の施設完成後、これまでに、全国紙で大きく報道されるところにも、北は北海道から南は宮崎県まで、県内外から二十二件、延べ二百七十八名の視察客が訪れております。

また、施設建設費の一部を賄うために募集した市民ミニ公募債「つるのおんがえし債」には、対象者を市内在住者に限ったものの、申し込み金額が発行額の四倍に達するなど、今さらながら地球温暖化防止のための新エネルギー導入への関心の高さを強く感じているところであります。

この事業の発端となりましたのは、平成十五年二月に策定した「都留市地域新エネルギービジョン」であり、本市において導入すべき太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーを調査・検討した結果、家中川に代表される市内の小河川を利用した小水力発電が効果的であると報告を基に、庁内に設置いたしました専門班により、家中川を利用したマイクロ水

力発電機による市役所の自家発電設備の導入について、その費用対効果を含む、さまざまな角度から検討を重ねる中、事業着手を決断したものであります。

本市では、このほか、禾生第二小学校にグリーン電力基金の環境教育目的発電設備助成制度を利用した、最大五十五ワットの風力と太陽光発電によるハイブリッド太陽灯や、都留文科大駅前駅の広場に環境省の補助事業を導入した、風力と太陽光発電によるハイブリッド時計台一基、照明二基を設置してまいりました。今回の小水力発電所についてもNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助金が充当されております。

このように、国においては「京都議定書」に定める温室効果ガス排出量の削減を目指して、新エネルギー開発に係る各種補助事業を用意し、地方自治体の取り組みを支援する体制を整備しつつあります。

しかしながら、その規模や基準は、新エネルギー施設を全国に普及させるにはまだまだ不十分であり、国の本格的な取り組みと予算の抜本

的な増額、地方自治体などでの試みに対する補助の大幅な引き上げが必要であると考えております。

今後本市の新エネルギービジョンに沿って、小水力発電施設の普及・啓発を図るとともに、他の新エネルギーについても調査・研究を重ね、「持続可能な定常社会」を標榜する環境都市として、全国に情報発信してまいりたいと考えております。

なお、発電システムに影響する家中川の改修工事の今後の計画につきましては、萱沼排水門から普門寺排水路までの間約二百メートルを平成十七・十八年の二カ年で改修する計画であり、本年度分百メートルは既に着工中で、残り百メートルの工事を、平成十八年十月末から十九年三月末の完成予定で計画しております。

その後の改修計画は、現在までのところありません。



ハイブリッド時計塔

## 意見書

次の二件が可決され、関係各機関へ送付されました。

議員提出意見書第三号

「真の地方分権改革の現実な実現」に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成十八年度までの第一期改革において、三兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の三・二兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る七月二十日に残り六千億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（二）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

去る十一月三十日、「三位一体の改革について」決定され、地方への三兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の現実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成十九年度以降も「第二期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。よって、国においては、平成十八年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

### 記

#### 一、地方交付税の

所要総額の確保

平成十八年度の地方交付税については、「基本方針二〇〇五」の閣議決定を踏

まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われ、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

## 二・三兆円規模の確実な

### 税源移譲

三兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への一〇％比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

## 三・都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

## 四・真の地方分権改革のための

### 「第二期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成十八年度

までの第一期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成十九年度以降も「第二期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

五・義務教育費  
国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

## 六・施設整備費国庫補助負担金

### について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が五〇％とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第二期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

## 七・法定率分の引き下げ等の

### 確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

## 八・地方財政計画における

### 決算かい離の

#### 同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成十八年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

## 九・「国と地方の協議の場」の

### 制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見を提出する。

平成十七年十二月二十二日

## 都留市議会議長

小林 歳 男

### 提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・経済財政政策金融担当大臣・総務大臣・財務大臣

## 議員提出意見書第四号

### 議会制度改革の早期実現に

#### 関する意見書

国においては、現在、第二十八次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、十分審議の上、抜本的な改正が行われるよう強く求める。

## 記

一・議会の招集権を議長に付与すること

二・地方自治法第九十六条二項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること

三・専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること

四・議会に附属機関の設置を可能とすること

五・議会の内部機関の設置を自由化すること

六・調査権・監視権を強化すること

七・地方自治法第二百三条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見を提出する。

平成十七年十二月二十二日

## 都留市議会議長

小林 歳 男

### 提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣



# 三常任委員会合同研修

議会に設置されている、総務常任委員会・社会常任委員会・経済建設常任委員会では、11月16日から18日にかけて、鹿児島県にて合同で視察研修を行いました。



## ◎ 総務常任委員会

総務常任委員会は鹿児島県立防災研修センターにおいて、防災に関する教育、予防対策に関する知識等についての研修を行いました。

この研修地の選定は、鹿児島県が台風や集中豪雨による風水害・土砂災害の発生が多いこと、数多くの活火山を有することから、地震や火山噴火等も含めた総合的な災害対策が進んでいる地域であります。また、本市の地形が極めて多種の自然災害が発生しやすい条件下にあり、富士山の噴火も危惧されるほか、地質的にも共に火山噴火による火山灰層という点で大変よく似ているからであります。

私たち、総務常任委員会は、ここでの研修を今後の本市の防災対策に反映し、市民の生命、財産の保存は基より防災意識の高揚や啓発に取り組んでまいりたいと思えます。

(総務常任委員長  
内藤 季行)

## ◎ 社会常任委員会

社会常任委員会は環境問題について、指宿市、屋久町において研修を行いました。「地球環境は我が家から」の意識のもとに、家庭環境ISOの取り組み、廃食用油のリサイクルの取り組み等について積極的に推進している自治体であることから研修地として選定しました。

現地で町長さんを始め担当者の説明等を受けたことにより、住民や行政が一体となつて、身近なところから循環型社会構築に向かつての取り組みを行っている様子を知ることができ、意義ある研修となりました。この成果を今後の本市における環境対策や循環型社会の形成に向けての取り組みに反映し、施策等の推進に努めてまいりたいと思えます。

(社会常任委員長  
谷垣 喜一)

## ◎ 経済建設常任委員会

経済建設常任委員会は市街地の活性化対策や観光地における環境対策等について、指宿市、知覧町、屋久町において研修を行いました。

市街地の活性化対策については、各町とも民・官が一体となり地域の特性を活かすなどした取り組みを展開しており、具体的な実施内容やその成果、課題などについて研修しました。また、観光地における環境対策については、観光地の環境保全への取り組みが、今後の観光地振興の重要なポイントとなることなどをしっかりと認識した諸施策が実施されているなど、参考となる事例を学ぶことができました。

都留市における市街地の活性化対策や、貴重な観光資源や施設を活かした観光振興対策など、多くの取り組みむべき課題に向けて、さらに研修・研究を重ねていきたいと思っております。

(経済建設常任委員長  
水岸富美男)

## 傍聴へのお誘い

あなたも議会を傍聴してみませんか。

市議会の様子を知るには、なんととっても議会を傍聴することが一番です。

議会の傍聴は、本会議の当日に所定の受付簿に住所・氏名を記入するだけでできます。

あなたの選んだ議員が、あなたの立場に立って活躍している姿をごらんください。

次回の定例会は三月に開会予定です。

詳しいことについては  
議会事務局  
電話 四三一一一一

(内線三〇〇・三〇一)  
までお問い合わせください。



# 人事案件

十二月二十二日の本会議において、人権擁護委員の推薦について意見を求める件が提出され、選任された三名について同意されました。

## 人権擁護委員

○都留市中央三丁目四番六号

石井 篤子

昭和十一年二月五日生

○都留市法能八六七番地

志村 和彦

昭和二十年四月二日生

○都留市与繩一三〇番地

谷内 武久

昭和二十三年八月三十日生



# 議会日誌

## 十月

13日(木) ○山梨県市議会議長会

正副会長事務局長会議

(山梨市)

17日(月) ○山梨県上野原市議会

行政視察来市

19日(水) ○埼玉県日高市議会

行政視察来市

20日(木) ○山形県庄内町議会

行政視察来市

21日(金) ○第234回山梨県市議会

議長会定期総会

(塩山市)

27日(木) ○山形県東根市議会

行政視察来市

27日(木) ○28日(金)

○関東市議会議長会

第1回理事会

(群馬県利根郡水上町)

## 十一月

14日(月) ○市長当選証書付与式

○新潟県燕市議会

行政視察来市

16日(水) ○18日(金)

○三常任委員会合同研修

(鹿児島県屋久町・鹿児島市・

指宿市・知覧町)

21日(月) ○全員協議会

22日(火) ○全国市議会議長会

第124回産業経済委員会

(東京都千代田区)

24日(木) ○議会運営委員会

○全員協議会

○11月臨時会

25日(金) ○徳島県那賀郡町村議会

行政視察来市

## 十二月

6日(火) ○議会運営委員会

○全員協議会

9日(金) ○代表者会議

○12月定例会 (開会)

15日(木) ○本会議 (一般質問)

19日(月) ○総務常任委員会

○社会常任委員会

20日(火) ○経済建設常任委員会

○桂川流水利用特別委員会

22日(木) ○議会運営委員会

○全員協議会

○12月定例会 (閉会)

28日(水) ○仕事納め式

○全員協議会

請願や陳情は、**早めに準備**

**早めに準備**

請願や陳情を提出する際は

次のことにご注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要です。

陳情書の場合は不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

○内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しください。

○提出日は、特に定めてありませんので、いつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月)招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

次回の定例会は、**三月に**  
開会予定です。  
お問い合わせは、**議会事務局**まで

電話 四三一一一一

内線 (三〇〇・三〇一)



R100

PRINTED WITH SOYINK

この議会だよりは、環境保護のため、古紙含有率100%の再生紙、大豆油インクを使用しています。

(株) 佐野印刷